

福祉社会学会第1回大会 報告予稿集

2003年6月28日(土)・29日(日)

立教大学・池袋キャンパス

目次

開催要綱	3
タイムテーブル	4
記念講演集・シンポジウム要旨	5
自由報告部会報告要旨	7
会場へのアクセス	10
予稿	11
記念講演	13
シンポジウム	17
第1部会	31
第2部会	45
第3部会	59

福祉社会学会第1回大会プログラム

日程	2003年6月28日(土)・29日(日)
会場	立教大学・池袋キャンパス
参加費	会員 2,000円・非会員 3,000円
懇親会費	一般 4,000円・大学院生 3,500円

第1日目 6月28日(土)

10:00～11:30	理事会	【12号館第1会議室】
12:00	受付開始	
12:30～13:20	総会	【7号館7101教室】
13:30～14:30	記念講演 福祉社会学の課題と方法 副田 義也(金城学院大学)	【7号館7101教室】
14:40～18:00	シンポジウム1 福祉社会学の日本的展開	【7号館7101教室】
18:00～20:00	懇親会	【第1食堂2F「藤だな」】

第2日目 6月29日(日)(教室はすべて7号館)

09:30～12:30	自由報告 第1部会【7201教室】・第2部会【7202教室】・第3部会【7301教室】 09:30～10:00：第1報告 11:00～11:30：第4報告 10:00～10:30：第2報告 11:30～12:00：第5報告 10:30～11:00：第3報告 12:00～12:30：第6報告	
13:30～17:00	シンポジウム2 福祉社会学研究のフロンティア	【7101教室】

事務局からのお願い・お知らせ

- ・当日の混乱を避けるため参加費・懇親会費の前納にご協力下さい。納付先(郵便振替口座)は以下の通りです。

口座番号 00170-8-578617

口座名称 福祉社会学会

- ・本プログラムに変更が生じた場合は、学会公式サイト(<http://www.lu-tokyo.ac.jp/~ws>)でお知らせしますので、適宜チェックをお願いします。

- ・当日配布資料については各報告者をご用意してください。

第1日目 6月28日(土)

12:30~13:20 総会		【7号館7101教室】
13:30~14:30 記念講演 福祉社会学の課題と方法	副田 義也(金城学院大学)	【7号館7101教室】 13
14:40~18:00 シンポジウム1 福祉社会学の日本的展開		【7号館7101教室】
	司会者:直井 道子(東京学芸大学) 討論者:牧里 每治(関西学院大学) 船橋 恵子(静岡大学)	
1. 福祉社会学の理論的展開	社会政策論・社会計画論・福祉国家論とのかかわりで	
		平岡 公一(お茶の水女子大学) 17
2. 福祉政策論の日本的展開	「普遍主義」の日英比較を手がかりに	杉野 昭博(関西大学) 19
3. 援助実践の社会学	その課題と可能性	野口 裕二(東京学芸大学) 21
18:00~20:00 懇親会		【第1食堂2F「藤だな」】

第2日目 6月29日(日)

09:30~12:30 自由報告

- <第1部会>【7号館7201教室】 司会:松村 直道(茨城大学)
1. 在宅要介護高齢者の男女家族介護者の対処を規定する要因の検討 東京都S区を中心に
金 貞任(東京福祉大学)・平岡 公一(お茶の水女子大学) 31
 2. 老人医療のなかの介護労働 「付添」の制度化、問題化を手掛かりに 森川 美絵(東京都立大学) 33
 3. 公的介護の宗教的基盤を求めて 日本の「家の境界」とスウェーデン共同墓の私的追憶
大岡 頼光(中京大学) 35
 4. 高齢者のケア選好 事例分析と概念枠組みの検討 山口 麻衣(上智大学大学院生) 37
 5. 「待機」の諸相 高齢夫婦の離別をともなう特養入居プロセスにおける状況定義
新田 雅子(札幌学院大学) 39
 6. 過疎社会における老いの生き方・生かされ方 熊野市五郷町湯の谷・Tさんの実践から
中村 律子(法政大学) 41
- <第2部会>【7号館7202教室】 司会:要田 洋江(大阪市立大学)
1. 農家後継者の晩婚化とアジア系外国人妻の流入 その仮説と実態
奥山 正司(東京経済大学)・小坂 啓史(成蹊大学)・高村 弘晃(墨田区社会福祉事業団) 45
 2. 若年無業者・フリーター支援事業の現状と課題 大阪地域職業訓練センターの事例から
樋口 明彦(大阪大学大学院生)・亀山 俊朗(大阪大学大学院生/(財)大阪生涯職業教育振興協会) 47
 3. 日本における「障害者福祉政策レジーム」の形成過程 川崎市の障害者福祉政策過程の分析を通じて
金 智美(お茶の水女子大学大学院生) 49
 4. 障害者の自己決定とボランティア/NPOによる支援 佐藤 恵(桜美林大学) 51
 5. 拡大・代替コミュニケーションの可能性 社会学的立場からの考察 澤屋 真樹(広島大学大学院生) 53
 6. ノーマライゼーションの社会学(1) ノーマライゼーションの起源
中山 忠政(島根県立島根女子短期大学) 55

<第3部会>【7号館7301教室】

司会：田淵 六郎(名古屋大学)

1. Attention Deficit/Hyperactivity Disorder の社会学的研究 「福祉社会学」の構想に向けて
井上 信次(関西学院大学大学院生) 59
2. 社会福祉の範疇に関する分析枠組の構築 価値観と生活問題への対応の視点を中心に
寺田 貴美代(清和大学短期大学部) 61
3. 高齢者における退職の様相
中田 知生(北星学園大学) 63
4. 保育ママ制度の問題性と課題 東京都Q区における制度変容と保育ママの意識調査より
相馬 直子(東京大学大学院生) 65
5. ジェンダー視点からみた福祉国家の再編 IMF 危機後の韓国における女性政策を中心に
成 垠樹(東京大学大学院生) 67
6. 福祉モデルの変遷と軌跡 フィンランドの福祉モデルの変遷についての事例研究
高橋 睦子(島根県立大学) 69

13:30~17:00 シンポジウム2

【7号館7101教室】

福祉社会学研究のフロンティア

司会者：三重野 卓(山梨大学)

討論者：木下 康仁(立教大学)・白波瀬 佐和子(筑波大学)

1. 福祉の価値空間の社会学
藤村 正之(上智大学) 23
2. 地域概念再構築の福祉的課題
小川 全夫(九州大学) 26
3. 福祉改革と家族変動
藤崎 宏子(お茶の水女子大学) 27

記念講演要旨：福祉社会学の課題と方法

副田 義也(金城学院大学)

- 1) 福祉社会学は社会学の方法による社会福祉の研究である。この方法は社会的行為の理論をふくみ、これによれば、社会福祉は、仕事、生活、研究の3レベルに区分される。
- 2) 社会学の方法は、理論社会学、歴史社会学、社会心理学に区分される。福祉社会学では、それらが、社会福祉の諸事象の理念型、歴史的個性、日常的状态を把握する。
- 3) この半世紀ほどの日本において、研究対象としての社会福祉は拡大してきている。技術論、運動論、政策論、社会政策論と福祉国家論。それらの現代社会学のなかでの位置。
- 4) 福祉政策は国民の生活にとって2つの基本的位相をもつ。人権の保障と生活の管理。福祉運動にも2つの基本的位相がある。資源の創出とライフ・スタイルの創出。
- 5) 福祉社会学の現代的な研究課題のひとつは、世界社会の福祉システムである。たとえば、ODAやWHO、ユニセフ。日本の社会福祉制度の東アジアの諸国民におよぼす影響。

シンポジウム 報告要旨

シンポジウム1 福祉社会学の日本的展開

司会者：直井 道子(東京学芸大学)

これまでのわが国における福祉社会学の研究の展開を、現実の福祉問題・福祉政策の展開、隣接諸学の影響、政治・イデオロギー状況などとの関連で分析・評価し、福祉社会学の形成における日本の特質を明らかにするとともに、福祉社会学研究の今後の課題を検討する。

1. 福祉社会学の理論的展開 社会政策論・社会計画論・福祉国家論とのかかわりで

平岡 公一（お茶の水女子大学）

本報告は、福祉に関する社会学的研究のうち、福祉への社会的接近の枠組み・方法論を扱う研究、および福祉国家・比較社会政策研究を対象を限定して、日本におけるこれまでの研究の系譜・潮流についての見取り図を描くとともに、その成果と残された課題を、報告者の観点から検討することを目的としている。報告では、まず、戦後の早い時期に発表された福武直の社会政策論の意義を確認した上で、1970年代～80年代の社会計画論・社会指標論の展開、副田義也による福祉社会学（社会政策の社会学）の体系化の進展、1980年代後半以降の福祉国家・比較社会政策研究の展開を跡づけ、時代的・社会的背景および隣接領域・諸外国における研究の展開との関連で、それぞれの研究の特色と意義を明らかにする。最後に、福祉国家の存立根拠の説明における2つのアプローチ、社会的接近の独自性とその限界、政策科学的研究との関連等について、若干の問題提起を試みたい。

2. 福祉政策論の日本的展開 「普遍主義」の日英比較を手がかりに

杉野 昭博（関西大学）

戦後日本の福祉政策の発展・展開を総括する試みが近年盛んだが、そうした総括のキーワードの一つとして、「普遍化」もしくは「普遍主義」という概念を取り上げることができる。ところで、「普遍主義」概念はイギリス社会政策学を中心概念の一つでもあり、「普遍主義」をめぐる日英間の概念のズレに注目することによって、日本における戦後福祉政策の展開の特徴的な一つの側面を描くことができるのではないだろうか。報告では、まずイギリス社会政策学における選別主義・普遍主義の概念規定を確認した後、日本における「普遍主義」論の特徴を概観する。

3. 援助実践の社会学 その課題と可能性

野口 裕二（東京学芸大学）

社会福祉は「制度政策」と「援助実践」というマクロ・ミクロ2つの側面から成り立つが、日本における福祉社会学の展開はこれまで「制度政策」研究が中心で、「援助実践」に関する研究は相対的に少なかった。「援助実践の社会学」は何を主題とし、どんな理論的射程をもつのか、その見取り図を描くことが本報告の課題である。その際、同じくヒューマン・サービスに関わる制度と実践を研究対象としてきた医療社会学の成果が参考になる。医療社会学を参照することにより、医療実践と福祉実践の比較という作業が可能となり、さらに、「医療化」と「福祉化」という現代のマクロな社会変動をミクロな場面で考察することも可能となる。このような観点から「援助実践の社会学」の課題と可能性を展望する。

シンポジウム2 福祉社会学研究のフロンティア

司会者：三重野 卓（山梨大学）

社会学においては、マクロレベル、中間レベル、ミクロレベルに特化した研究が盛んであるが、それらは独立になされている場合が多い。そうした点への反省を踏まえ、本シンポジウムでは、福祉の規範理論、福祉ガバナンス論、必要（ニーズ）リスクの理論、ネットワーク論、ケアの理論などのフロンティアを示しつつ、マクロとしての国家（含む、グローバル化）中間レベルとしての地域的ネットワーク、ミクロレベルとしての高齢者介護、家族のあり方に焦点を合わせ、議論を展開する。そこでは、これら三レベルの研究の相互関連性を考慮に入れながら、広い意味の「福祉社会の見取り図」を描くことにしたい。

1. 福祉の価値空間の社会学

藤村 正之（上智大学）

21世紀初頭の現在、20世紀に浸透した福祉国家化の価値のとらえ直しがさまざまな側面で進行しつつあり、そこに福祉社会学が取り組むべき社会理論あるいはマクロ社会学としての課題があるのではないかと考えられる。そのことは、社会科学・人間科学の中で社会学がどのような位置を取っていくべきかという問いのための自己反省でもある。本報告では、そのような福祉の価値空間の変容をめぐる問題として、a. 自由と共同のあり方をめぐる福祉の規範理論、b. 福祉国家と福祉社会を架橋するものとしての福祉ガバナンス論、c. 必要・欲求・リ

スクなど問題把握概念の交錯という3点について、どのような論点整理が可能なのかを社会的に考察していきたい。

2. 地域概念再構築の福祉的課題

小川 全夫(九州大学)

社会学が福祉的課題を扱う時、個々人の生老病死、障害、失業、被差別、不安、孤独、虐待等々に対処療法的に関わるよりは、むしろその福祉課題を生み出したり、解決を図ったりする社会的コンテクストの解明に力を注いできた。政治経済や社会文化といった制度や価値体系の中に組みこまれた社会的カテゴリー、階級、集団、社会的ネットワーク、地域を媒介にして、個々人は特定の福祉的課題が課せられるのであり、それを解決するためにも個々人は媒介過程に働きかけるという図式にしたがって、社会学は調査研究を重ねてきた。特に日本においては、地域という媒介過程に関心が強く寄せられ、地域ごとに多様に現れる福祉課題と、それらを解決する上で「地域福祉」の必要性をめぐる論議を展開してきた。しかし、今日住民生活行動の広域化や広域行政の進展などに伴って、地域の範囲や、地域活動の可能性について、実態に即した地域概念の再検討が迫られている。

3. 福祉改革と家族変動

藤崎 宏子(お茶の水女子大学)

戦後日本の福祉政策に関する論議のなかで、「家族」はさまざまな位置づけ、意味づけを与えられてきた。ときに家族は、人々の生活を支える第一次セーフティネットとみなされ、あるいはまた、福祉的支援の対象とみなされる。その背景には、それぞれの時代の社会経済情勢、福祉政策の内的要因と当面する課題、そして家族変動の具体的局面があるだろう。本報告では、主として90年代の社会福祉基礎構造改革の時代に焦点を当て、福祉政策と家族変動のインターフェイスの実相を、いくつかの観点から考察する。主要な観点としては、1)福祉政策が前提とする家族概念、2)政策対象としての家族と個人、3)自己決定の単位としての家族と個人、などを考えている。

自由報告部会 報告要旨

<第1部会>

1. 在宅要介護高齢者の男女家族介護者の対処を規定する要因の検討 東京都S区を中心に

金 貞任(東京福祉大学)・平岡 公一(お茶の水女子大学)

研究の目的：在宅要介護高齢者を介護する男女家族介護者の対処型に影響を与える要因を明らかにした。

調査の方法：調査期間について、平成14年1月～2月である。調査は、要介護・要支援の認定を受けた高齢者から無作為に抽出した家族介護者を対象に、訪問面接法により行った。家族介護者622ケースが分析の対象となった。

分析結果：重回帰分析の結果、男女介護者ともに要介護高齢者の生活自立度、家族介護者の健康状態が積極型対処に影響を与えていた。それら以外の要因について、男女差がみられた。

2. 老人医療のなかの介護労働 「付添」の制度化、問題化を手掛かりに

森川 美絵(東京都立大学)

本報告では、医療における高齢者介護問題への付添制度の利用とその是正という制度的対応を分析し、介護労働の認知・評価にとって老人医療における付添の制度化及び問題化がもつ含意を考察する。看護とは別の行為カテゴリーとして「介護」が制度化される上で、介護の専門資格化という背景以上に、「寝たきり老人ケア対策としての付添制度」への制度的な対応の蓄積という背景が、大きな影響を及ぼしていたことを指摘する。

3. 公的介護の宗教的基盤を求めて 日本の「家の境界」とスウェーデン共同墓の私的追憶

大岡 頼光(中京大学)

介護は身内ですべきという閉鎖的な「家の境界」を象徴するのが日本の家族墓だ。対してスウェーデンの共同墓では遺灰は芝生にばらまかれる。そこに死後の祀りの公共性、身内に拘らない公的老人介護を支える宗教的基盤があるかどうか検討した。しかしその結果、スウェーデンでも死者の私的な追憶が強いことがわかった。日本

の祖先崇拜も私的追憶に向かっており、私的追憶が福祉国家を下支えする思想に変容しうるかどうかを探るべきだ。

4. 高齢者のケア選好 事例分析と概念枠組みの検討

山口 麻衣(上智大学大学院生)

事例分析からケアに関する順序的な選好はみられなかったが、ケア選好概念がニーズ概念だけでは十分に把握できない主観的 QOL に関連する要素の理解に有効である可能性が限定的ながら示された。フォーマル・ケアとインフォーマル・ケアの関連性の研究においてケア選好概念を活用する際の、理論的課題としてはケア選好概念やニーズとの関連の明確化の必要性、方法論的課題としては現状と将来を区別した操作化の必要性があげられる。

5. 「待機」の諸相 高齢夫婦の離別をともなう特養入居プロセスにおける状況定義

新田 雅子(札幌学院大学)

障害や疾病の発生による介護負担の増加を主たる要因とする、高齢夫婦のセパレーションを伴う施設入居プロセスを、質的調査・分析に基づいて明らかにする。

特に、入居待機者の急増という今日的な問題と関わって、入居に至るまでのさまざまな状況定義と決断が、当事者にとって、きわめて不確実性の高い中で求められているという点に着目し、それを「待機」の諸相として、仮説モデルを提示する。

6. 過疎社会における老いの生き方・生かされ方 熊野市五郷町湯の谷・Tさんの実践から

中村 律子(法政大学)

本報告は、社会や制度のなかで包摂されながらも、微細な創造力を行使し、自律的な存在たらしとする主体としての「老人」に着目し、その日常の生活世界と生活実践を明らかにする。それを通して老い/老人の新たな意味を考察し、老人福祉制度や政策形成におけるオルタナティブな立脚点を提示する。本報告では、一人のライフヒストリーを取り上げ、生成、創造される集合的で多重的な人と社会との関係を検討し、以上の課題に迫る。

<第2部会>

1. 農家後継者の晩婚化とアジア系外国人妻の流入 その仮説と実態

奥山 正司(東京経済大学)小坂 啓史(成蹊大学) 高村 弘晃(墨田区社会福祉事業団)

農産物の価格破壊や兼業労働の不安定化は、農家・農村の都市に対する相対的地位の低下をもたらし、その結果、農家後継者の晩婚化とアジア系外国人妻の流入をきたしている。

ここでは、農村におけるアジア系外国人妻の流入にかかわる現象についての仮説的枠組みを設定し、さらに既存の統計資料と山形県最上郡の具体的事例を通して、その実態の一部を明らかにすることを目的とする。

2. 若年無業者・フリーター支援事業の現状と課題 大阪地域職業訓練センターの事例から

樋口 明彦(大阪大学大学院生)・亀山 俊朗(大阪大学大学院生/(財)大阪生涯職業教育振興協会)

本報告は、2002年度に大阪地域職業訓練センターで開催された「若年就職困難層向け講座」の受講生へのインタビュー調査をもとに、若年無業者・フリーター問題を「社会的排除」という視点からとらえ、彼らが抱える社会的ネットワークの欠如に焦点をあてる。そのうえで、多面的な問題を抱え、従来の雇用・職業能力開発政策や福祉政策では対象とされにくい若年層への支援策の方向性を検討する。

3. 日本における「障害者福祉政策レジーム」の形成過程 川崎市の障害者福祉政策過程の分析を通じて

金 智美(お茶の水女子大学大学院生)

本報告は、高度経済成長期とその後の安定成長期を通じて、「家族ケア」と「施設ケア」の両者を中心に整備されてきた日本の障害者福祉政策の形成過程を明らかにしようとするものである。すなわち、本報告は、国レベルではなく自治体レベルの川崎市を事例として、障害者福祉政策の形成過程を「障害者福祉政策レジーム」の視点から追跡し、そのなかで、障害者福祉政策の制度的内容を規定した要因および構造を解明する。その上で、障害者福祉政策の形成過程を福祉国家の「脱家族化」の観点から再吟味する。

4. 障害者の自己決定とボランティア/NPOによる支援

佐藤 恵(桜美林大学)

本報告は、1995年の阪神大震災直後に、被災障害者に向けた支援ボランティアとして発足し、99年のNPO法人化を経て、現在に至るまで、障害者の自己決定をサポートしている被災地障害者センター(神戸市長田区)の活動を、ヒアリング調査(95年7月以降、現在まで継続中)に基づき事例研究し、センターが実現しようとしている「支え合い」の取り組みに相互行為論的なアプローチを行う。

5. 拡大・代替コミュニケーションの可能性 社会学的立場からの考察

澤屋 真樹(広島大学大学院生)

何らかの機能障害により生じる、コミュニケーション障害を持つ人に対する支援のあり方を考える。療育・教育場面で主流となってきた、言語獲得を目的とする従来の支援ではなく、実際の生活場面でのコミュニケーション支援のあり方を考えることが研究課題である。

今回の報告は拡大・代替コミュニケーションの概念を取り入れたコミュニケーション支援について検討を行う。

6. ノーマリゼーションの社会学(1) ノーマリゼーションの起源

中山 忠政(島根県立島根女子短期大学)

本報告は、ノーマリゼーションの「理論構造」を明らかにすることを目的とした。ノーマリゼーションは、1950年初頭のデンマークにおける、知的障害の親の会の活動の中で生み出された。ノーマリゼーションは、その思想的基底に、「当事者性」と「社会への抵抗」を有するものであった。報告では、ノーマリゼーションの理論上の「矛盾」を指摘し、ノーマリゼーション理論の新たな展開への方向性を示唆する。

<第3部会>

1. Attention Deficit/Hyperactivity Disorderの社会学的研究 「福祉社会学」の構想に向けて

井上 信次(関西学院大学大学院生)

AD/HD研究から、「福祉社会学」というディシプリンを構想する。まず、知識社会的にAD/HDの社会の認識の仕方を議論し、そこで得られた知見を基に、福祉社会学がディシプリンとして成立するための可能性を論じる。そこでは、福祉的な領域に関する未検証で擬似相関であるにも拘らず社会的に使われる様々な三段論法の解明は、社会学的な関心の充足とともに、いわば現場にとっても問題解決の1つとして「役に立つ」のではないかという問題提起がなされる。

2. 社会福祉の範疇に関する分析枠組の構築 価値観と生活問題への対応の視点を中心に

寺田 貴美代(清和大学短期大学部)

社会福祉がどのように捉えられているのか、その範疇を分析する分析枠組を構築する。具体的には、社会的諸要因により規定される価値観の中で、社会的合意が得られ(第1段階のふるい)かつ、生活問題を特定的手段により解決・緩和するもの(第2段階のふるい)が社会福祉であるという仮説を示し、この2重のふるいにかかけられた結果、それが社会福祉と見なされる範疇にあるか否かが社会福祉を規定することを示す枠組を提示する。

3. 高齢者における退職の様相

中田 知生(北星学園大学)

本報告の目的は、60歳以後に労働市場に残る高齢者の要因を分析し、日本における定年退職の機能を考察することである。1999年札幌において収集した60歳以上の男性484名のデータをロジスティック回帰分析の結果、60歳以前に高い社会経済的地位にいた高齢者がそれ以後も労働市場に残る傾向があることがわかった。これは、定年退職制度が退職者を篩い分けするフィルターの機能を持っている可能性があることを示している。

4. 保育ママ制度の問題性と課題 東京都Q区における制度変容と保育ママの意識調査より

相馬 直子(東京大学大学院生)

本報告は、現在の保育ママ制度を前提にして制度的拡大を行うことの問題点を明らかにすることを目的としている。考察のポイントは、保育ママ制度の「家庭的」概念がはらむ問題性、「子育ての社会化」を担う場・機関における社会的再編のされ方について、行政制度と保育ママの意識の両面から、東京都Q区のフィールド調査をも

とに検討を行う。

5. ジェンダー視点からみた福祉国家の再編 IMF 危機後の韓国における女性政策を中心に

成 垠樹 (東京大学大学院生)

近年では、先進諸国のみならず後発福祉国家においても、ジェンダー関係の変化は、福祉国家の再編を考えるさい、中心的な要素としてとられるようになってきている。

本報告では、これらのことを背景におきつつ、韓国における IMF 危機以後の社会政策の変容をジェンダー視点から捉えなおして鑑みることによって、韓国の現状が福祉国家としてもつ意味とそこに残されている課題について探ってみることにする。

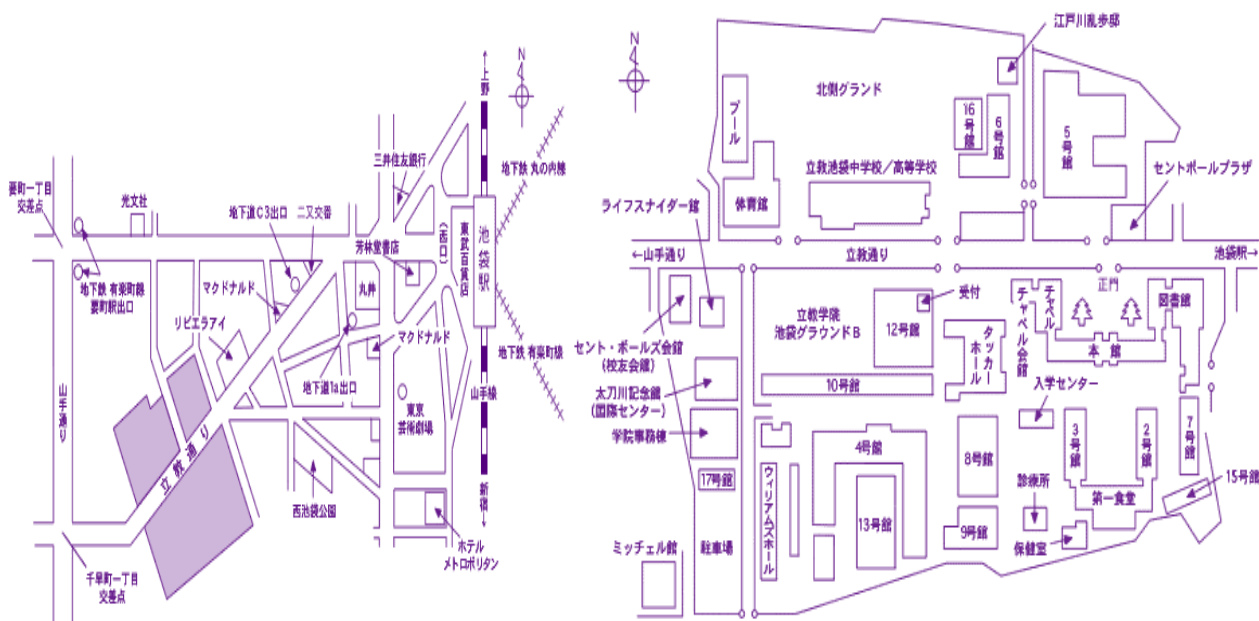
6. 福祉モデルの変遷と軌跡 フィンランドの福祉モデルの変遷についての事例研究

高橋 睦子 (島根県立大学)

この研究報告は、フィンランドの福祉モデルについての事例研究から「軌跡への依存性」(path dependency)の意味を検証しつつ、福祉モデルの変遷と軌跡について理解を深めることを目的とする。不況と大量失業が発生した1990年代初頭を境に、フィンランド社会で何が変わり何が変わらなかったかを、社会政策の展開、地方分権化としての行政改革、福祉モデルに関する言説に注目し検討する。

会場へのアクセス

立教大学池袋キャンパス (〒171-8501 東京都豊島区西池袋3-34-1 JR / 地下鉄「池袋駅」下車 西口より徒歩約7分)



記念講演

日時：6月28日（土）13:30～14:30

会場：7号館7101教室

「福祉社会学の課題と方法」

副田 義也（金城学院大学）

記念講演

福祉社会学の課題と方法

副田義也（金城学院大学）

1)福祉社会学は社会学の方法による社会福祉の研究である。社会学史の通説にしたがえば、この方法には二つの基本型が区分される。すなわち、方法的個人主義の立場にたつ社会的行為論と、有機体説の立場にたつ社会的行為論プラス社会体系論。これらによって、福祉社会学は二とおりの構成でかんがえられ、経験的に判断すると、それは、福祉社会学と福祉社会学という強調点の差異を生じさせるように思われる。

2)社会学の方法は、理論社会学、歴史社会学、社会心理学と区分されることもできる。福祉社会学では、それらが、社会福祉の諸事象の理念型、歴史的個性、日常的状態を把握する。このとき、理論社会学 = 理念型の構成が、研究過程の出発点であるという考えかたと目標点であるという考え方がある。ここでも経験的に判断すると、第一の考えかたは社会福祉の理解の重視に結びつき、第二のそれは社会福祉の改良の重視に結びつくように思われる。福祉社会学における純粋社会学と応用社会学。

3)この半世紀ほどの日本において、社会科学の研究対象としての社会福祉は変容、拡大してきている。最初、技術論と運動論の住みわけ状況があり、そこに政策論が登場してつよいインパクトを及ぼしたが、のち政治にたいする学問の自立性が失われる傾向もみられた。社会保障研究所と三浦文夫氏の業績、東大社会科学研究所の『福祉国家』シリーズの意義。社会政策論への注目。福祉社会学史を知識社会学的に検討してみることに。

4)福祉政策は国民の生活にとって二つの基本的位相をもつ。人権の保障と生活の管理。福祉国家論はしのび寄る管理社会論の観点からたえずみなおされるべきであり、生存権と自由権の対抗関係が考察の原理になるべきである。福祉運動にも二つの基本的位相がある。受益者のための資源の創出と参加者のためのライフ・スタイルの創出。福祉労働は、福祉政策・福祉運動の構成要素であるが、両者にたいして相対的自立性をもつ。

5)前世紀以来、世界経済の展開は世界社会を出現させ、世界法、世界政治を必然としてきた。その結果としての世界社会の福祉システム、たとえば、ODAやWHO、ユニセフは、福祉社会学の現代的な研究課題のひとつであろう。また、その前段階として、東アジアの福祉システムの萌芽と可能性をどう考えるべきか。日本の社会福祉制度は、そこでどのような機能をはたしており、今後の貢献のためにどのように変身するべきか。

シンポジウム 1 福祉社会学の日本的展開

日時：6月28日(土) 14:40～18:00 会場：7号館 7101教室

司会者：直井 道子(東京学芸大学)

討論者：牧里 每治(関西学院大学) 舩橋 恵子(静岡大学)

4. 福祉社会学の理論的展開

社会政策論・社会計画論・福祉国家論とのかかわりで

平岡 公一(お茶の水女子大学)

5. 福祉政策論の日本的展開

「普遍主義」の日英比較を手がかりに

杉野 昭博(関西大学)

6. 援助実践の社会学

その課題と可能性

野口 裕二(東京学芸大学)

シンポジウム 2 福祉社会学研究のフロンティア

日時：6月29日(日) 13:30～17:00 会場：7号館 7101教室

司会者：三重野 卓(山梨大学)

討論者：木下 康仁(立教大学)・白波瀬 佐和子(筑波大学)

4. 福祉の価値空間の社会学

藤村 正之(上智大学)

5. 地域概念再構築の福祉的課題

小川 全夫(九州大学)

6. 福祉改革と家族変動

藤崎 宏子(お茶の水女子大学)

福祉社会学の理論的展開

- 社会政策論・社会計画論・福祉国家論とのかかわりで -

平岡 公一（お茶の水女子大学）

本報告は、福祉に関する社会学的研究のうち、福祉への社会的接近の枠組み・方法論を扱う研究、および福祉国家・比較社会政策研究を対象を限定して、日本におけるこれまでの研究の系譜・潮流についての見取り図を描くとともに、その成果と残された課題を、報告者の問題意識に即して検討することを目的としている。連字符社会学としての福祉社会学の個別分野の研究と、政策科学的な社会福祉政策論は、とりあえず考察の対象から除外する。

福武直の社会政策論

1948年に発表された福武直の「社会学と社会政策——社会学における政策的理論の問題」は、戦後の早い時期に、科学としての社会政策学の成立可能性と、社会学における政策学の位置づけという社会政策論の2つの原理的問題を検討した業績として、重要な意義をもつ。福武が、社会科学の実践的諸部門の総合としての社会政策学を構想していたこと、また、社会民主主義モデルの福祉国家論につながる理論家（アドラー、ハイマンら）の所説に依拠していたことから、この福武論文が示す方向性は、今日の欧米にみられる社会政策・福祉国家研究であったと考えられる。しかし、その方向での研究の展開の可能性は、大河内一男らに主導された社会政策学が、それとは違った方向に進んだこともあって、現実化することはなかった。

社会計画論・社会指標論の展開

その後しばらくの間、社会学においては、基礎理論のレベルでの政策論・計画論の理論枠組みが欠如している状態が続いたが、1970年代に社会計画論・社会指標論という新しい分野が切り開かれることで、大きな前進が見られることになった。富永健一が、社会計画論・社会指標論を自らの社会学理論の体系のなかに位置づけたことは、社会学の基礎理論における政策論・計画論の位置が明確にされたことを意味する。また1970年代から80年代前半の時期には、稲上毅・三重野卓・今田高俊・直井優らによる社会計画論のさらなる理論的展開がみられた。一方、社会指標論に関しては、地方自治体の指標づくりへの関与とともに、その理論的・方法的基礎に関する理論的検討が進められた。社会指標研究の副産物として、三重野卓により社会測定の理論的基礎の検討とマクロ計量モデルの開発の試みが行われたことも重要な意味を持つ。

副田義也の福祉社会学

連字符社会学としての福祉社会学の理論的展開という点では、副田義也の一連の研究が果たした役割が大きい。副田の理論構築の方法には、マルクス経済学の国家独占資本主義論に依拠しつつも、生活構造の理論を組み込むことで、社会的なアプローチの独自性を明確にしていること、対象領域を、欧米的な意味での社会政策にまで広げていること、行為、相互作用、集団・組織、パーソナリティ、文化を含む分析図式を設定していること、といった特色があり、副田は、その共同研究者とともに、歴史社会学・政策過程論・社会運動論・老年学などの成果をとりいれつつ、多方面での個別研究を展開してきている。

福祉国家論・比較社会政策研究

1980年代に入り、下平好博によるウィレンスキーの著書の翻訳刊行と、計量的比較研究への取り組み、富永健一による福祉国家発展論の理論的体系化の試みを契機として、わが国の社会学においても、福祉国家論・比較社会政策研究が本格的に展開されることになった。欧米においてこの分野の研究は、エスピン・アンデルセンの福祉国家レジーム論の体系化と、社会政策論へのジェンダー視角の導入により、また欧州統合・経済グローバル化の進展の影響を受けて、90年代に入ってから著しく活性化している。これに比べると、わが国での研究実績は、特に経験的研究の面で量的に不十分である。しかし、富永健一による産業化・近代化論的アプローチの体系化とそれに基づく実証研究、武川正吾による脱商品化と脱家父長制化の統合的な分析モデルや市民権の発展モデルの提示、下平好博によるグローバル化のインパクトに関する計量分析など、国際的な水準の業績も少なくない。

検討すべき論点

以上概観してきたこれまでの研究の成果を、学説史・理論史的に、あるいは知識社会的に分析・検討し、また、今後の研究の展開のあり方について考える場合に検討すべき基本的な論点としては、次のような点が考えられる。

福祉国家形成・再編の日本的パターンと福祉国家・社会政策研究の日本の特質との関連………社会民主主義的な運動・政党による福祉国家形成の経験の欠如、企業社会化と福祉国家化と福祉国家危機の同時進行（武川正吾）といった福祉国家形成・再編の日本的パターンは、日本の福祉国家・社会政策研究にどのような影響を与えてきたのか。

福祉国家形成の理論的説明における2つのアプローチの対立と併存………エスピン・アンデルセンによれば、福祉国家形成についての主要な理論は、システム論的／構造論的アプローチと制度論的ないし行為者志向アプローチに分類できる。わが国の社会政策学・社会福祉学・福祉社会学の理論的争点には、その2つのアプローチの対立にかかわるものが少なくない。2つのアプローチの統合の試みや、折衷、使い分けもしばしば見られる。

社会政策・社会福祉研究の学際性と社会的アプローチの独自性………社会政策や社会福祉に関する研究の国際的な潮流をみると、社会学・政治学・経済学などの学問分野ごとの研究の流れを識別することは困難である。わが国に関しても、このことはある程度あてはまる。しかし、その一方で、社会学の独自の視点、枠組みが有効に活用されている研究も少なくない。

海外の研究成果の吸収と海外へむけての発信………「輸入学問」に関する反省は当然のことであるが、社会政策研究では、むしろある時期まで、武川正吾が指摘した「ドイツ的社会政策概念」への誤解を初めとして海外の研究動向についての偏った理解が問題であった。今日でも、海外の社会政策・社会福祉研究は、「宝の山」の感がある。一方で、わが国の水準の高い福祉社会学の研究成果が、全く海外に知られていない現状も改める必要がある。福祉社会学会における海外との研究交流への積極的な取り組みが期待される。

[注記] 本報告の主要な内容は、拙稿「研究の動向と展望」直井道子・平岡公一編『講座社会学 11 福祉』東京大学出版会、所収、近刊、に基づいている。

福祉政策論の日本的展開

- 「普遍主義」の日英比較を手がかりに -

杉野 昭博（関西大学）

1. 報告の範囲

三浦文夫 1987 『増補・社会福祉政策研究』全国社会福祉協議会

平岡公一 1989 「普遍主義 - 選別主義論の展開と検討課題」

社会保障研究所編 『社会政策の社会学』東京大学出版

小田兼三 1990 「社会福祉改革とその理論的背景 普遍主義と選別主義の緊張関係」

『社会福祉学』31 - 1

星野信也 2000 「福祉国家の中流階層化再論 普遍主義対選別主義の新たなバランス」

『社会福祉』40号、日本女子大

里見賢治 2002 「社会福祉再編期における社会福祉パラダイム 普遍主義・選別主義の概念を中

心として」阿部志郎ほか編 『講座 戦後社会福祉の総括と二一世紀への展望 II

思想と理論』ドメス出版

2. イギリスにおける「選別主義 v s 普遍主義」概念

Selectivism(Selectivity)		Universalism
selective services/provision		universal services/provision
資源の必要層への集中（効率・効果）	長所	スティグマの欠如・高補足率 福祉受給者の社会統合（Inclusion）
スティグマ・低補足率（漏給） 福祉依存効果（貧困の罨） 二重のサービス基準・福祉受給者への差別	短所	財政負担が大きい
反福祉国家論 セルフヘルプ・「福祉へのタカリ屋」疑惑	背景 思想	反救貧法 社会連帯・反慈善道德主義

3. 日本における「普遍主義」論の特徴

(1) 「普遍主義」対「選別主義」との論争というよりも、「普遍主義」の真贋論争

(2) 「生活保護制度」に対する評価検討がほぼ脱落

(3) 「普遍主義」論および福祉政策の「普遍化」が1980年代以降、低成長期における福祉財政が問

題視されている中で台頭

4. 日本におけるもう一つの「普遍主義」論：イギリス的翻訳

日本の福祉政策の普遍化を 1980 年代以降と考えるのではなく、むしろ 1950 年代末以降の国民皆年金・皆保険の成立から 1973 年の老人医療費自己負担の無料化までの、いわゆる「福祉六法時代」こそを、「普遍主義化」の時代としてとらえる方がイギリスの普遍主義と概念的にも近くなるのではないか。

1960 年以降のいわば、生活保護の範囲外への福祉供給の上乗せは、生活保護ではカバーできない低所得層の福祉ニードに対応するとともに、生活保護という制限的選別主義福祉への依存を減らすもしくは増やさない意図をもって、スティグマの少ない形で、豊かな財政を背景として施行されたという面において、イギリスにおける普遍主義的供給にもっとも近い政策局面だったと言えるのではないだろうか。

そしてこの政策局面の最後を飾った、1972 年の老人福祉法改正こそ、住民税非課税世帯の 70 歳以上の老人に対して一律にその医療費の自己負担分を公費負担するという点で、その一律的な供給や、公費負担の大きさ、および老人が病気になっても生活保護の医療扶助を申請せずに生活できる可能性を開いたという意味でも、イギリス的な普遍主義的供給例と言えるのではないか。

5. 結論

「普遍主義」論の日英間のギャップに注目してみると、日本の福祉政策の展開が、「生活保護制度」というきわめて制限的な選別主義供給から出発しながら高度経済成長を迎えたという歴史的要因に強く規定されているという点を再確認させられた。

イギリスにおいては、戦後福祉国家体制は、少なくとも理念的には「普遍主義」を基本とし、「選別主義」はそれを補完するものとして、当初から二つの供給原理が相互補完的に位置付けられているので、両者のバランスは必然的に選別主義対普遍主義といった論争に結びつきやすい。これに対して日本では、そもそも選別主義的給付しか存在しないまま経済成長を迎え、ともすれば福祉ニードへの関心が薄れがちなか中で、生活保護制度を改善しつつ、それに加えて「寄木細工的」に新たな福祉供給を追加していかなければならなかった。初期の福祉社会学は「生活構造論」や「非貨幣的ニード」概念を提起することによって、こうした政策展開に一定の影響を与えたと言えるだろう。

しかし、70 年代末以降の福祉削減の局面においては、イギリスではすでに普遍主義的な制度の基本枠組みが出来上がってしまっているため、あくまでも国民全体を公的福祉がカバーするという前提のもとで、さまざまな経費節減策として選別主義やサービス事業者の民営化が主張された。ところが日本においては、そのような普遍主義的公的福祉の基本合意はもともと存在しないので大胆な民営化論が主張される余地があった。このように「生活保護制度」という制限的選別主義の基本枠組の問題点が、戦後社会の「豊かさ」の中で正面から論じられる機会がないままに今日に至っていることは、福祉政策の展開の上でも、福祉政策研究においても、「宿命的な課題」と言えるかもしれない。

援助実践の社会学

- その課題と可能性 -

野口 裕二（東京学芸大学）

社会福祉は「制度政策」と「援助実践」というマクロ・ミクロ2つの側面から成り立つが、日本における福祉社会学の展開はこれまで「制度政策」研究が中心で、「援助実践」に関する研究は相対的に少なかった。「援助実践の社会学」は何を主題とし、どんな理論的射程をもつのか、その見取り図を描くことが本報告の課題である。その際、同じくヒューマン・サービスに関わる制度と実践を研究対象としてきた医療社会学の成果が参考になる。医療社会学を参照することにより、医療実践と福祉実践の比較という作業が可能となり、さらに、「医療化」と「福祉化」という現代のマクロな社会変動をミクロな場面で考察することも可能となる。このような観点から「援助実践の社会学」の課題と可能性を展望する。

1 「援助実践」という言葉

まず最初に、「援助実践」という言葉を定義しておこう。社会福祉の現場における活動に関してはさまざまな用語がある。英語圏では、「ソーシャルワーク」、「ケースワーク」、「ソーシャルケースワーク」といった用語があるが、「ソーシャルワーク」がもっとも一般的で包括的な用語である。一方、日本では、現行の社会福祉士試験において、「直接援助技術」と「間接援助技術」という用語が使われている。「ソーシャルワーク」を上位概念として、それを「ケースワーク」の部分と「ソーシャルアクション」や「コミュニティワーク」の部分に分けた用語法であるが、「ワーク」を「技術」と訳してしまってもいかに議論の分かれるところであろう。「直接」か「間接」か、「ワーク」か「技術」かといった問題はそれ自体重要であるが、ここではこれ以上立ち入らずに、社会福祉の現場でおこなわれている対人援助のための実践を総称して「援助実践」と呼ぶことにする。

2 「援助実践」の理論と分析枠組

「援助実践」を研究する際に、その理論的背景を知ることがひとつの手がかりになる。ソーシャルワークの領域では、理論、モデルといったさまざまな理論モデルが提唱され、教育されている。これらの実践理論はそれぞれどのような特徴があり、それが具体的な事象にどのように適用されているのか、また、それらは歴史的にどのような変遷をたどってきたのか、といった検討課題が浮上する。アメリカでは、精神分析モデルから自我心理学モデルを経て、ライフモデルおよびシステムモデルへという変遷の道をたどったが、日本では、とはあまり影響力をもつことなく、とが現在のところほぼ共通の了解となっている。こうした違いが生じた背景には、かつての日本の社会福祉においてキリスト教系の活動とマルクス主義が影響力をもっていたことが関係していると考えられる。援助実践の社会学は、「具体的援助実践」・「実践理論モデル」・「思想的背景」の3者のダイナミクスをとらえうる分析枠組を用意する必要がある。

3 医療社会学からの示唆

同じくヒューマンサービス領域を対象としてきた医療社会学の主題や概念から学ぶべきことは多い。「病人役割」、「医師・患者関係」、「医療専門職」、「医療化」などの概念は福祉領域においても応用可能である。「被援助者役割」、「ワーカー・クライアント関係」、「福祉専門職」、「福祉化」といった主題が設定できる。とりわけ、「援助実践」という主題と深く関わるのは、「ワーカー・クライアント関係」の分析であろう。そこでどのようなリソースが動員され、どのようなコミュニケーションが生まれ、結果として、どのような社会的帰結がもたらされるのかが主要な分析課題となる。また、「医師・患者関係」において注目された「権力性」が福祉の領域ではどのような形をとって現れるのかも重要な論点である。この論点は、「福祉専門職」における専門性とは何かという問いとも密接に関連する。

4 医療化と福祉化

最後に、さまざまな場面における援助実践のミクロな展開をマクロな社会変動と結びつけることも重要な課題である。さまざまな逸脱行動が医療の守備範囲に繰り込まれていく過程は「医療化」として知られているが、同様に、さまざまな「生活問題」が福祉の担当すべき問題として再定義されていく過程は「福祉化」としてとらえることができる。そうした過程が、個々の具体的な場面でどのような力学で進行していくのかが分析課題となる。さらに、「福祉化」はある意味で縄張り争い的な側面をもつ。「医療化」や「司法化」といった動きとそれはどのように対立し、そして、協同しているのか、その構図を具体的な援助場面に見出すことも重要な課題となる。

5 新しい援助実践のために

以上、「援助実践の社会学」が担うべき課題を述べてきたが、これらはいまだほとんど未着手の問題ばかりであり、これまでの研究成果をレビューできる段階に至っていない。その理由は、福祉の専門職制度が整備されてからまだ間がなく、医療社会学のような研究課題を設定しにくかったこと、研究の範例となるような先行研究が乏しいことなどがあげられる。しかし、現実はいま大きく変わりつつある。今後の研究の展開がおおいに期待されるが、その際、ひとつ注意すべきことがある。それは、「何のための研究か」という問いである。現場からは当然のことながら研究成果の現場への還元を期待される。そうした期待に何らかのかたちで応えていかなければならない。「援助実践の社会学」は同時に、「新しい援助実践のための社会学」であることを要請されている。

【参考文献】

- 野口裕二「臨床実践への社会的接近」、(三重野卓・平岡公一編『福祉政策の理論と実際』、東信堂、2000)
- 野口裕二『物語としてのケア ナラティブ・アプローチの世界へ』、医学書院、2002
- 野口裕二「専門職と専門性の変容 医療化と福祉化をめぐって」、(藤村正之編『福祉化と成熟社会』、ミネルヴァ書房、近刊)

福祉の価値空間の社会学

藤村 正之（上智大学）

1. はじめに

報告者に与えられた課題は、福祉社会学研究のフロンティアとして、社会理論ならびにマクロ社会学にかかわる諸論点を整理し、問題提起することである。もとより荷の重い課題であるが、20世紀に浸透した福祉国家化の価値のとらえ直しが現在さまざまな側面で進行しつつあり、そこに福祉社会学が取り組むべき社会理論的・マクロ社会的な課題があるのではないかと考えられ、その一旦を紹介することを通じて、与えられた任を果たすこととしたい。そのことは、社会科学・人間科学の中で社会学がどのような位置を取っていくべきかという自己反省に向けた問いにもつながる。

福祉社会学は福祉研究をおこなう社会科学の一分野であると同時に、社会学における連字符分野の一つでもある。前者について、福祉社会学が社会科学内で果たすべき役割は、マクロな文脈での事象理解、潜在的機能への着目、価値への懐疑と再提起など社会理論的な側面と、家族・地域・組織研究など社会学が得意とする研究分野の知見を福祉領域に提供していく側面などが考えられる。後者について、福祉社会学が社会学分野内で果たすべき役割は、20世紀後半以降本格的に現象化・制度化した福祉現象を社会学の研究対象としていくこととともに、そのような現象を社会全体を構成する諸要素の結合・交錯・葛藤としてとらえ、社会学的な現代社会論をも展開していくことにあると考えられる。

本報告では、福祉社会学の両側面を意識して全体を整理するにあたり、問題提起的な意味も込めて「価値空間」という視点をうたいたい。福祉にかかわる価値を社会的に反省するという志向と、一元的な福祉観から価値が錯綜し立体的に配置される福祉観として考えてみたいからである。本報告では、そのような福祉の価値空間の変容をめぐる問題として、社会構想、社会制御・社会形成、問題把握という3点について論点を整理してみたい。

2. 社会構想への社会的視点 - 共同性の自覚化と相対化

社会保障や社会福祉にも関連しつつ、公共哲学や経済倫理学の領域において規範理論という、善き社会像と人間の生き方の関連をめぐる構想が活発に議論されている。代表的な諸理論はリバタリアニズム、リベラリズム、コミュニタリアニズムなどに整理され、ここでは、人々はどの程度自由であるべきなのか、人々がどのような協調や拘束の下において共同の生き方を探りえるのか、両者の問いの両立可能性をめぐる議論がなされている。これらの議論の中で、著名な社会学者、R.ベラーやA.エチオーニの論戦参加もあって、社会学はコミュニタリアニズム的発想が色濃い研究分野とみなされる傾向がある。

各々の理論動向の綿密な詰めは困難だが、報告者の関心からおおまかな把握をすれば、確かに社会学はコミュニタリアニズムにつながる共同性への志向と発想を有しており、それは衰退しゆく共同性の前で各種の中間集団へ期待を寄せつつ、その栄枯盛衰を見定めてきた学史であったとも考えられる。他方で、翻えれば、リバタリアニズムと市場性、リベラリズムと公共性の議論の親近性も確認できる。そこで、むしろこれらの議論の交錯を、社会福祉などに関連する資源配分の論理と親和的な社会関係のあり

方の諸類型ととらえ直せば、自助 - 親密性、互酬 - 共同性、再分配 - 公共性、交換 - 市場性の4象限に配置して理解することが可能になる。それらの4象限の機能性の連動や葛藤として資源配分を考察していくことは、社会学にとって共同性への関心の自覚化と相対化につながるといえよう。

3. 社会制御と社会形成への社会学的視点 - 国家中心主義の困難と再編

20世紀後半、共同性の衰退に対し、親密性においても市場性においても完全には果たしえなかった生活保障を公共性の下に構築しようとした試みが「福祉国家」であった。社会学はこの福祉国家の成立と展開を産業化論に基づく福祉国家収斂論、福祉国家の危機論後の政策類型論たる新保守主義対ネオ・コーポラティズムの対立図式、そして家族・市場・国家による福祉生産を類型化した福祉(国家)レジーム論として順次把握してきた。各々は、福祉国家分析の焦点が経済 - 政治 - 社会と変遷した軌跡ともとらえられる。

他方で、福祉国家の財政的限界や管理社会化批判、グローバリゼーションの影響などもあって、生活保障の中核的担い手とその性格、諸要素の影響関係の新たな位置づけとして、福祉社会論や福祉政府論、福祉世界論などが提唱されてきた。それは、ナショナルな公共性がグローバルとローカルから挟み込まれ、同時に市場性と共同性の新たな試みへと展開あるいは散乱する状況でもあった。そこにおいて、福祉国家と福祉社会を架橋する「福祉ガバナンス」という指摘が近年なされるようになってきた。ガバナメントではなくガバナンスという把握には、社会制御の機能性や有効性を問う志向が内在しており、特定の行為体にだけ着目するのではなく、政策や実践という行為の集積としての働きを問う視点がふくまれている。それは社会制御と社会形成という2つの観点のバランスの模索ともいえよう。

4. 問題把握への社会学的視点 - 福祉領域の独自性と連関性

しかし、福祉問題解決への機能性への着目とそれを多様な行為体の集積効果として理解するとしても、生活保障の判断と責任の主体の措定は不要かという問いが残る。それへの解答が必ずしも容易でないのは国家中心主義の困難の増加という問題に加え、生活保障に影響するグローバル資本主義の制御主体がマクロ的には存在しないという現実にもよる。その上で、生活保障の判断と責任をめぐり、福祉研究における問題把握の重要な概念として「必要」が考えられ、そこでは当事者視点にとどまらない社会的認知や価値意識という要素が包含されていた。しかし、福祉多元主義などの市場性の導入や利用階層の拡大は福祉利用における人々の欲求・需要という観点を浮上させてきた。他方、それを通じて再度福祉領域の独自性を問い直す「必要」への問いの重要性が再確認されつつある。

同時に、リスク社会論の浸透や政策手法としての社会保険の採用などもあって、失業や介護、家族問題の発生などをリスク概念のもとにとらえる認識も広がりつつあり、福祉が対象とし解決すべき問題の把握をめぐって概念の錯綜が起こりつつある。そのことは、ワークフェア概念の提起などに見られるように、福祉の問題の発生や解決が単独領域として成立するというより、福祉と労働、福祉と家族、福祉と医療など領域連関的なものであり、またアイデンティティや関係性の充実、参加やエンパワメントの達成など単なる資源配分を超えた問題としても福祉をとらえる必要性が増してきていることを示している。

地域概念再構築の福祉的課題

小川 全夫（九州大学）

1 ムラ的な地域概念と福祉課題

日本の社会学は、全体社会と個人を媒介する場として地域概念に大きな関心を払ってきた。農村社会学は、特に、ムラが家の連合という原理で構築され、生産及び生活関係から生じる自然発生的なまとまりがおおよそ大字程度の範囲の内に構築される点を注目していた。このような農村において、福祉課題が生じるとすれば、まず家の中におけるきょうだい順位や男女の地位・役割として、次にムラ内における身分や村八分という共同体規制として、さらにはムラ外の社会に対する差別としてであろう。特に近代化の過程では、家の後継者である長男とその妻になる女性は農村に残るが、次三男や他の娘たちは農村から出ていくものとされてきた。農村における潜在的過剰人口として位置付けられたこれらの人々は、都市に出稼ぎに出るか、開拓地や海外に殖民されることになるが、受入先の都市社会や外地社会においても外来の余所者として位置付けられる他なかった。潜在的過剰人口を排出するムラ社会にしる、それを受け入れる都市や外地の孤立領土的な地域社会にしる、基本的には内輪の者相互の扶助／犠牲と外側の者に対する排外／排外という社会的アンビバランスを内包する社会であった。福祉課題の発生がこの社会的コンテキストから生じると同時に、解決もまたこのコンテキストの中で図られたのである。農村では自力更生運動が、都市ではセツルメント活動や施設設置運動が、そして海外や未開拓地域にむけては、移民、殖民、開拓といった解決策が講じられるようになる。いわば共同体的な地域概念の崩壊という危機に瀕して、共同体の保持あるいは共同体の補強や代替を図る地域概念が模索されたといえるだろう。

2 都市化社会における市場競争及び社会政策と国民権としての福祉

ようやく戦後の新憲法で生存権が明記され、これを根拠に社会運動が生まれ、政策として次第に社会的弱者のみならず、全ての国民に普遍的な福祉プログラムが提供されることによって、国民権（自由権）としての福祉が確立してきたといえる。それはナショナル・ミニマム論に見られるように、総合的な国民生活の主権確立をねらうものであった。そして、1970年代から本格的に地域社会に根ざした生活の再編が試みられるようになる。それはコミュニティ政策と呼ばれる。この政策の展開に寄与したのは、激しい向都離村と郊外開発、あるいは工業開発による環境破壊に対して起こった各地の住民運動であり、政府は国民生活審議会の答申「コミュニティ - 生活の場における人間性の回復」を待って、モデル・コミュニティ事業を初めとする各省各様のコミュニティ行政を展開し、福祉においても地域福祉が推進されるようになった。そこでは、むしろシビル・ミニマム論が根拠とされ、特に生活環境整備に重点をおいた整備が進められた。特に人口高齢化に伴う高齢者福祉の必要性の認識が広まって、普遍的福祉概念が定着し、その展開の場として、コミュニティという概念とともに、地域概念の内実が具体化されるようになってきたといえる。

しかしコミュニティ行政を展開したあげく、形だけのモノと組織づくりにとどまってしまった自治体が多くあるという批判がある。都市化を前提とするコミュニティづくりは、問題処理システムが最適なシステムとして機能し、それによって住民自治が具現し、住民生活の質が高まっているような地域社会を理想とするが、実際には専門処理にふさわしくない共同問題を、専門処理してしまっている現状があるので、住民の共同処理と行政サービスとが結合できる適切な処理の仕方を探る必要性があるという。この時期における地域概念は、市場経済や自治体行政の補完的機能を担う住民相互の共同処理力を付託された小地域（校区や自治会）を仮想して構築される傾向にあったといえるだろう。

3 国際化における新しい福祉課題発生と社会権としての福祉

さらに国民権一般として片付けられない世界的規準の社会権に関わる福祉課題が女性差別、年齢差別、エスニシティ問題、さらにはホームレス問題、難民問題、地球環境問題などとして登場してくる。つまり、これらの課題は内集団の中での相互扶助からは外されがちな存在に対しても、差別することなく、内集団構成員と同じように課題を処理することが求められるのである。無意識のうちに「われわれ」として同一化している地域概念は、その外側に疎外している「彼ら」を別のこととして措定している。だが「彼ら」と共生しなければならない現実場面において、潜在的な地域概念を顕在化させて「郷に入れば郷に従え」というのか、それとも「個々人を自由に解放するによって閉鎖的な地域を開く」というのか。国際世論を「内政干渉」だと捉えるのか、「十字軍」と捉えるのか。現代版移動民（モナド）を地域概念でどのように包摂するのか。地域概念はネットワーク概念に組みかえられるものなのか、それともなお媒介力のある中枢概念であり得ると考えるのが問われているといえるだろう。

4 広域行政における市町村地域福祉計画策定と住民権としての福祉

今日、地方分権の受け皿としての市町村行政改革を広域合併や広域連合として推進しようという時代に入っているが、社会福祉法では平成15年からは、市町村地域福祉計画の策定に取りかかるとしている。一方で福祉課題はますます国際的な広がりを持ったものになっていくが、他方でその解決に当たっては、ますます市町村広域行政に取組みを委ねる傾向を強くしているのが今日の状況であろう。しかし、市町村は、住民参加方式による地域福祉計画という策定手法とともに、広域行政の中で地域福祉計画をどう進めるべきか、途方にくれている。ともあれ、広域行政は小地域や当事者組織との間に協働関係を築き上げ、市場の動きとも連携しながら活動を展開する上での地域概念を模索する時代なのである。今こそ福祉社会学は、市場経済と市町村行政と住民自治の接点において、住民が自らの福祉課題を共同処理する活動の過程を明らかにする必要がある。アセスメント調査 - 地域福祉計画策定 - 評価という一連の過程に対する評価研究の手順を提起する福祉社会学調査研究が、住民のエンパワメントのために求められていることではないだろうか。

福祉改革と家族変動

藤崎 宏子（お茶の水女子大学）

1. はじめに

日本の福祉政策の変遷において、政策理念、政策内容、そして政策の実践過程にいたるまで、「家族」はきわめて大きな規定要因・考慮要因であった。とりわけ少子高齢化が危機感をもって語られる今日では、家族のあり方との関連で福祉政策の動向をとらえようとする論議が盛んである。しかし、それらの議論の多くは、近年の家族変動について、個人化、多様化、家族機能の脆弱化など、ステレオタイプ化されたイメージから出発しており、必ずしも現実の家族生活と福祉政策のインターフェイスの内実をリアルにとらえきれてはいない。そこで本報告では、近年の日本における家族変動と福祉政策の動向の相互影響関係について、より総合的・体系的な考察を展開していくうえで重要と思われるいくつかの論点を提示し、検討を加えていく。

福祉政策における「家族」の位置づけの変遷は、全体社会レベルの要因、福祉政策の内部的な要因、そして家族変動の三相のダイナミックな相互影響関係の帰結とみなすことができる。このようなダイナミズムを意識しつつ、本報告では、戦後日本における福祉政策と家族変動の関連についておおまかな見取り図を示し、90年代の社会福祉基礎構造改革の時代における「家族」の位置づけについて、政策対象としての家族と個人、ジェンダー視点からみた家族と福祉政策、自己決定の単位としての家族と個人、の各論点について考察する。そして、現在進行しつつある福祉改革が家族生活に及ぼす影響のあり方についても、若干の問題提起をおこないたい。

本論に先立って、ここで考察の対象とする課題の範囲についていくつか限定を加えておく。社会保障と社会福祉／労働政策と社会福祉／社会福祉の諸分野／家族政策・家族福祉など関連概念の捉え方等。

2. 戦後日本の福祉政策における「家族」の位置づけ

福祉六法における家族と個人

「日本型福祉社会論」のなかの家族

福祉改革のなかの家族

3. 政策対象としての家族と個人

家族・世帯・個人

2) 「家族支援」という主張の二重性

3) 家族パースペクティブの導入可能性

4. ジェンダー視点からみた家族と福祉政策

主要なケア領域としての子育てと高齢者介護
女性のペイド/アンペイド・ワークへの期待のせめぎあい
ジェンダー視点からみた家族の自助原則

5．自己決定の単位としての家族と個人
措置から契約への制度転換と自己決定
日本的な家族関係と自己決定の可能性
問われるべき「自己決定」の前提にあるもの

6．福祉改革が家族生活に及ぼすインパクト
福祉政策が前提とする家族モデルとの乖離
政策の個人単位化のメリット・デメリット
家族の自助原則と個人の自立

【参考文献】

Bogensneider, K. 2000, Has Family Policy Come of Age? : A Decade Review of the State of U.S. Family Policy in the 1990s, Journal of Marriage and the Family, 62:4.

藤村正之 2000 「家族介護と社会的介護」 藤崎宏子(編)『親と子 - 交錯するライフコース』 ミネルヴァ書房。

藤崎宏子 1998 『高齢者・家族・社会的ネットワーク』 培風館。

藤崎宏子 2000 「家族と福祉政策」 三重野卓・平岡公一(編)『福祉政策の理論と実際』 東信堂。

服部良子 2000 「家族的責任」 玉井金五・大森真紀(編)『(新版)社会政策を学ぶ人のために』 世界思想社。

下夷美幸 2001 「家族政策研究の現状と課題」『社会政策研究』2 東信堂。

Zimmerman, S.L. 2001, Family Policy, Sage Publications.

自由報告・第1部会

日時：6月29日（日）09:30～12:30

会場：7号館7201教室

司会：松村 直道（茨城大学）

7. 在宅要介護高齢者の男女家族介護者の対処を規定する要因の検討

東京都S区を中心に

金 貞任（東京福祉大学）・平岡 公一（お茶の水女子大学）

8. 老人医療のなかの介護労働

「付添」の制度化、問題化を手掛かりに

森川 美絵（東京都立大学）

9. 公的介護の宗教的基盤を求めて

日本の「家の境界」とスウェーデン共同墓の私的追憶

大岡 頼光（中京大学）

10. 高齢者のケア選好

事例分析と概念枠組みの検討

山口 麻衣（上智大学大学院生）

11. 「待機」の諸相

高齢夫婦の離別をともなう特養入居プロセスにおける状況定義

新田 雅子（札幌学院大学）

12. 過疎社会における老いの生き方・生かされ方

熊野市五郷町湯の谷・Tさんの実践から

中村 律子（法政大学）

在宅要介護高齢者の男女家族介護者の対処を規定する要因 の検討

- 東京都 S 区における調査から -

金 貞任（東京福祉大学）・平岡公一（お茶の水女子大学）

研究の目的：本研究では、在宅要介護高齢者の家族介護者の対処に着目し、対処を規定する要因を明らかにする。その際には、家族介護者の性差に着目して分析を行う。

近年、日本では少子・高齢化の進展が非常に早く、高齢者の介護は社会問題となっている。そこで、2000 年 4 月から介護保険が導入され、利用者本位、自らの選択に基づくサービス利用、公的機関に加えて、民間事業者の参入促進による効率的・良質なサービス提供を目標に(高木、2001)、ケアマネジメントを導入し、要介護度認定に基づいてケアプランを作成し、サービスの調整を行っている。しかし、要介護度認定は、高齢者自身の心身状況に基づいており、家族状況や住宅状況を考慮していないなどが指摘されている。

一方、身体的・精神的に不自由な要介護高齢者を介護する家族介護者は、介護能力が不十分であっても家族としての責任から限界に達するまで介護の責任を担い続け(金、2001)、それにより慢性的なストレスを感じ、健康を損なうことが多い。介護者が介護に拘束され過ぎることなく、精神的・身体的健康を維持していくには、適切なサービスを適宜提供するとともに、介護に対する対処のあり型が重要であると考えられる。特に、近年、男性介護者の増加にともない、介護への男女平等参加という視点からも、高齢者の介護問題を男女の性差の観点から明らかにすることは重要性を増すと考えられる。

一方、介護者が介護を行う上で経験する対処は、非常に多様である(Haley et al,1987, Hooker et al,1994)。しかし、日本では、在宅要介護高齢者の介護者の対処型に関する研究は、始まったばかりであり(岡林など、1999)、介護者の性別観点から分析した研究は皆無に近い。特に、措置制度から契約制度に移った今日、家族介護者がどのようなサービスを利用し、要介護高齢者の介護に対処しているかを明らかにすることは、今後の方策を探るにも重要である。

研究の概要及び測定・分析の方法

1. 調査の対象者及び調査期間：調査期間は、平成 14 年 1 月 9 日～2 月 7 日である。調査の実施主体の代表者は、平岡公一である。

調査対象者は、東京都 S 区に居住している要介護・要支援の認定を受けた高齢者から無作為に抽出した家族介護者が原則で、介護者がいない場合は要介護者本人である。

調査方法は、訪問面接法により行った。

調査設計標本は、1,214 票であり、そのなかから回収された有効標本は 911 票(75%、うち 65 歳以上要介護高齢者 877 票)である。そのうち、要介護高齢者の家族介護者が記入した 622 票が本研究の分析の対象となった。

2. 対処の尺度：対処の尺度は、岡林ら(1999)の短縮版尺度 9 項目によって構成されている。これを因子分析した結果、1 因子が抽出され、「積極型」対処と名づけた。9 項目を用いた際の信頼性係数は.90

で高い値を示していた。

3. 対処の規定要因：男女家族介護者の対処型を規定すると考えられる要因として、要介護高齢者の指標、家族介護者の指標、サービス関連指標、家族資源を用いた。

分析結果

1. 調査対象者の特徴：要介護高齢者は、男性が 31.7%、女性が 68.3%である。年齢階級は 65~74 歳が 19.1%、75~84 歳が 39.1%、85~94 歳が 38.7%、94~102 歳が 3.1%である。家族介護者は、男性が 28.3%、女性が 71.7%である。年齢階級は、24~54 歳が 31.4%、55~64 歳が 26.8%、65~74 歳が 23.8%、75 歳以上が 18.0%である。

2. 男女介護者の対処型を規定する要因：男女介護者の対処型がどのような要因によって規定されているかを明らかにするために、積極型対処を従属変数として相関分析と重回帰分析を行った。その結果、積極型対処には、男女介護者ともに要介護高齢者の生活自立度と自分自身の健康状態が強く規定していた。すなわち、要介護高齢者の生活自立度が低いほど、積極型対処を消極的に行っているといくことになる。また、介護者自身の健康状態がよいほど積極型対処を行っている。これらの変数以外については、男女介護者の差がみられた。すなわち、男性介護者は、要介護高齢者の痴呆度、自分自身の学歴、介護の機会費用、精神的負担感が積極型対処に影響を与えていた。女性介護者は、自分自身の健康状態と社会的負担感が積極型対処に影響を与えていた。

以上のように、介護者の介護対処に影響を与える要因について、男女介護者の共通点と差が明らかにされた。このような要因の影響力を含めて具体的な介護支援方法を開発していくことが、家族介護者にとって、介護を行う上で自分自身により適切な対処を行うことが可能となる。

3. 次の分析の課題：

次の分析の課題として次の点を指摘しておきたい。

第 1 に、在宅要介護高齢者の男女家族介護者に対する適切なサービスの支援方法は何か。

第 2 に、家族介護者の対処型の変化およびそれに影響を与える要因は何か。

「本研究は、平成 12~14 年度厚生(労働)科学研究費補助金政策科学推進研究事業による研究助成(公募)。(代表研究者：平岡公一)の成果の一部である。

【参考文献】

- 1 .高木安雄、2001「介護保険制度の課題とその対応 - 目標と実際」『日本医師会雑誌』126(2)、195-203
- 2 .金 貞任、2001「ソウル市における在宅要介護高齢者の家族介護者の負担感 - 影響する要因の検討」『老年社会科学』23(1)、50-60
- 3 . Hooker K., Frazier LD., & Monahan DJ. 1994. Personality and Coping among caregivers of spouses with Dementia. *The Gerontologist*, 34(3), 386-392
- 4 . Haley WE., Levine E., Brown L., & Bartolucci A. 1987. Stress, appraisal, coping and social supports ad mediators of adaptational outcomes among dementia caregivers. *Psychology and Aging*, 2, 323-330
- 5 . 岡林秀樹・杉澤秀博・高梨薫・中谷陽明・柴田博、1999「在宅障害高齢者の主介護者における対処方略の構造と燃えつきへの効果」『心理学研究』486-49

老人医療のなかの介護労働

- 「付添」の制度化、問題化を手掛りに -

森川 美絵（東京都立大学）

医療制度における「介護」に相当する領域は、従来、「付添」によって支えられることが不可欠であった。付添制度は、高齢者介護という課題に対する医療制度の取り組みを反映したものと見える。しかし、付添という制度は、常にその存在が政策論において問題視され、1994年に廃止が決定される。その後、病院内における付添婦の役割は、大きくその比重を減らす。病院内の介護は、付添婦という属性とは関係のない新しい看護補助者によってまかなわれつつあり、付添は介護労働者のなかで少数派になった。それでは、付添婦という存在は、現在の高齢者介護労働・労働者への評価・認知のあり方を検討するに際し、歴史的遺産として無視できるものなのであろうか。付添制度の廃止にあたって、「付添婦」を過去の遺物として扱い、その実態を歴史的な記録として残そうとする議論・文献は散見される(例えば、吉田 1996)。しかし、付添が、医療における介護領域の制度化の過程において、単なる「廃止の対象」以上に、どのような意味を持っていたのか、どのような影響を及ぼすことになったのかについての研究は、乏しい。「介護領域」が看護から分離されることの政治性を指摘し、その本質的な不自然さを主張する議論(高木 1998)においても、介護職の誕生の契機としては、介護福祉士の制度化の政策過程と論理が重点的に検討されており、付添制度の展開・変遷については周辺的な扱いである。これに対し、本報告では、このような付添の制度化および問題化の過程が、介護労働の認知・評価にとってどのような含意、背景ないし問題の基盤を形成しているのかを、考察する。そして、高齢者介護問題に対する付添制度の利用とその是正という制度的な対応が、医療における介護という行為領域の認知および評価にとって、重要な役割を果たしたこと、それが、介護専門職の制度化というもうひとつの介護の制度化の流れに大きな問題を残したことを指摘したい。

1970年代：「給付の公平」と「寝たきり老人ケアの特殊化」 「給付の公平」の論理で「寝たきり老人」も医療へのアクセスを保障される一方で、制度の内部では「付添看護の対象者」として特殊化される。その過程で、付添による寝たきり老人の身の回りの世話は、(1)「正規の看護」から分離可能な補助的なものであり、(2)しかも、看護の補助のなかでもより輕易で手間のかからないものであるという、正規の看護から「二段階」低い評価を受ける基盤ができた。また、高齢者ケアにおける病院の「家庭代替」的性質の強化は、付添を、専門職としての看護の末端に位置する存在というより「家族による身の回りの世話の代替要員」として位置づける。こうした位置づけは、付添の仕事が看護から分離して「介護」とされ、職業としての「介護」が家族員ないし素人による世話の延長とみなされやすいことの基盤を形成した。

1980年代：費用抑制基調における老人病院・付添看護の「適正化」 80年代前半は、費用抑制原則のもと、老人病院には「介護」に適した病院という建前で一層低い看護職配置水準が採用され、付添が入院者の世話の一翼を担うものとされた。制度の建前上は医療施設(病院)のなかに老人の身

辺の世話という行為領域が含まれていたが、制度運用上は、こうした行為領域が医療制度の基幹部分から分離されていた。付添の行為は、「ケアの質」を問われないまま、「二人付き」原則・「三人付き」導入で単価引き下げとなった。

1980年代末：介護職の導入 1988年の老人診療報酬の看護料見直しでは、介護職員が看護職員から独立に配置されるようになった。こうした区分の背景には、基準看護病院でも付添看護がおこなわれている事態に、「基準看護病院では付添を認めない」という規則の厳格化以上の対策を促す世論が強まったことがある。また、付添看護の問題として「付添婦の資質」も挙げられるようになり、この点で、単に付添婦を容認するのではなく、付添婦にかわり、付添婦とは「異なる資質」をもつとみなされる「介護職員」の導入に至った。基準看護の病院において、看護職員の配置水準の増加ではなく、看護職員とは区別された介護職員の配置で調整した点は、重要である。政策担当者にとって、「介護職」の導入の方が施策として自然に思われる素地が、付添制度の運用の積み重ねによって形成されていた。この時点の「介護職員」として想定されたのは、「付添婦の資質」が問題視されていたとはいえ、同時期に法制化された介護専門職の導入ではなく、院内化された付添婦であった。付添婦の資質は介護の専門性と関連づけられた資質ではなく、病院において看護職の補助として一貫したはたらきをする労働力としての資質であった。

1990年代：付添の廃止・院内化、看護補助職の変容 90年代に入ると、委員会や審議会等の報告で付添廃止・院内化が度々主張される。付添看護については、病院が看護・介護サービスを自ら雇用した職員によって提供する、医療本来のあり方にかえて検討すべきとの意見である。94年の健康保険法改正で付添廃止が決定され、新看護・看護補助体系が創設された。この体系では、介護職員（看護補助者）による介護ないし看護補助の料金が看護婦の看護料と別立てに設定され、医療において「介護」が看護から正式に分離された。介護職員は「院内化された付添婦」が想定され、無資格・看護補助者扱いであった。同時に、患者に対する直接的なケア（療養生活上の世話）は、従来の規定では看護補助職に認められていなかったが、新看護体系で看護補助の行為に含まれた。医療・看護における高齢者への直接的な世話の経済的評価の実質は、従来、看護ハイラーキーの「外部」における低評価、すなわち「外部性と対になった低評価」であったが、それが、この時点で「外部性」を基盤として正式な「介護の価格」となった。この「（世話の低価格性が）正当化された介護の価格」は、看護・介護の両枠組みにおいて、付添婦に代表される非専門職・無資格者の価格として設定されたものである。しかし、付添制度廃止に伴い、介護福祉士といった介護専門職が看護補助職として想定されるようになり、介護専門職の価格に、「（世話の低価格性が）正当化された介護の価格」「介護の無資格・非専門職への価格」が適用されるようになった。

結論 「介護」を看護から分離する政策の下地は、寝たきり老人問題への医療制度の対応としての付添制度の展開のなかでつくられてきた。そして、「付添」問題解決策としての「付添の院内化」という制度改正のコンテキストにより、医療において介護は専門性を問わずに介護を実行する領域として制度化されるに至った。看護とは別に介護行為が制度化される上で、介護の専門資格化以上に、医療における寝たきり老人ケア対策としての付添制度の運用の蓄積という背景が、大きな影響を及ぼしていたのである。

公的介護の宗教的基盤を求めて

日本の「家の境界」とスウェーデンの共同墓

大岡 頼光（中京大学）

1. 介護苦殺人 「家の境界」と家族墓

家族だけでの介護の苦勞に耐えきれず、公的介護サービスを利用せぬまま、介護する老人を殺すにいたる事件は、新聞紙上にくり返しあらわれている。「介護は身内の者がすべきだ。福祉のお世話になるべきではない。身内の介護の手助けは他人（社会や国家）に要求できない」という閉鎖的な「家の境界」の意識はいまだに日本に残り続けている。

このような「家の境界」の意識を象徴するのは家族墓だろう。家族墓では家と無縁な者は祀られることはなく、あくまで自分の家に縁のあった死者のみが尊ばれる。家に縁のない外部の者が、家族墓という「家の境界」の中に入ることはおよそ考えられない。

2. スウェーデンの共同墓における「無縁」

これに対し、スウェーデンで普及しつつある共同墓には「家の境界」を示す家族墓の墓石は存在しない。ただ芝生があるだけだ。しかも遺族は遺灰の芝生への散布や埋葬に立ち会えず、故人の遺灰の場所を知ることすらできない。

これは死者と生者との縁を絶ち切り、すべての死者をいわば「無縁」な存在とし公共的に祀るもののように当初思えた。つまり、すべての死者は「無縁」であり、個人を、縁者がいる人と縁者がいない人に分ける必要はない。縁者がいる人も実は「無縁」な存在であり、家族という縁者に依存すべきではない。われわれは全員が「無縁」な存在になるべきで、死後は縁の有無にこだわらず、まとめて公共的な祀りを受ければよい。

以上のような「無縁」の観念がスウェーデンの共同墓にはあるのではないかと。また、このような「無縁」の観念があってはじめて、「家の境界」が突破でき、縁の有無にこだわらないスウェーデンのような個人を単位とする公共的な福祉サービスを作り出すことができるのではないかと。以上のような疑問から、報告者は共同墓の研究をはじめた。

3. 共同墓の共同性と自然霊体への融合回帰

スウェーデンの共同墓の先駆的研究を行った木下康仁は、共同墓で個人は死後アイデンティティを失い「キリスト教渡来以前の素朴な自然への回帰」という共同性に入っていくという解釈をしめした（木下 1992）。

個人的アイデンティティ
個人格

共同性
大きな霊体 自然

図 1

この解釈は日本の伝統的世界観である霊の融合化に似る。民俗学によれば、人は死んだ後には個人格を失い、大きな霊体の中に融合していくと考えられた（柳田 [1946]1969）。

大きな霊体をさらに自然にまで拡大すれば、宗教社会学者の宗像巖がしめした水俣の「自然霊体への融合回帰」の考えとなる（宗像 1983）。これは、多くの人々の魂が溶け込んでいる自然から人は生命を与えられ生まれてきて、死ぬと人は自然へ帰っていき再び溶け込んでいくという考えである。このような考えは、結果として、すべての人間の誕生、生活、回帰が基本的に同一の存在条件の下にあるという自明の平等観を生み出すという。

木下によれば、スウェーデンの共同墓の「共同性」は、「素朴な自然への回帰」であり、水俣の「自然霊体への融合回帰」を思い出させるものである。スウェーデンの教会関係者も、共同墓への散灰は、死後の魂が全自然の中に溶け込んでいくという異教の考えをあらわすととらえていた。遺族への質的インタビュー調査でも、自然にわれわれの源を見いだす男性があり、多くの人は自然にもとづいた共同墓を好んでいた。

しかし、同じ質的調査によれば、共同墓では特定の解釈を強制されるべきでないとも遺族たちは考えていた。自然から生まれる全生命の平等性といった発想は、共同墓でありうるとしても、強制されてはならないという思想が遺族たちの中に読みとれるのである。

4. スウェーデンの「私的追憶」と日本の祖先崇拜の変容

また、共同墓の共同性と反するかに見える、私的情愛を感じる死者のみを選択的に崇拝する「私的追憶」がスウェーデンにはある。万聖節での死者への灯火という「私的追憶」が共同墓の浸透と並行して高まった。遺族との縁を絶ち遺族への負担をなくそうという故人の共同墓への意志よりも、死者を追憶したいという遺族の願いが優先されている。少なくとも葬儀の実際においては、死者の追憶の拠点を築き、「私的追憶」を保とうという姿勢がみられる。既存の調査によれば、死での全人間の平等性という理想主義的考えは大してなく、遺族に迷惑をかけたくないこと、自分の墓の手入れがされなくなる怖れから共同墓が選ばれている。遺灰の場所すら分からない共同墓の徹底した匿名性には不満があり、遺族の要望でネームプレートが置ける「遺灰の木立」が導入されつつある。

スウェーデンの共同墓でも死者は「無縁」ではなく、むしろ私的に追憶されている。日本でも祖先崇拜が私的情愛を感じる死者のみを選択的に崇拝する「私的追憶」に向かう傾向がある。スウェーデンの「私的追憶」が福祉国家化の徹底を妨げなかったように、日本の「私的追憶」も福祉国家化の徹底の妨げとはならず、福祉国家を下支えする思想へと変容しうるのではないか。当日の報告では、その可能性をはかる調査がどうすれば可能かも考えてみたい。

【文献】

木下康仁, 1992, 『福祉社会スウェーデンと老人ケア』勁草書房.

宗像巖, 1983, 「水俣の内的世界の構造と変容 茂道漁村への水俣病襲来の記録を中心として」色川大吉編『水俣の啓示：不知火海総合調査報告（上）』筑摩書房.

大岡頼光, 2003, 「死者の追憶と共同性 スウェーデンの葬制・共同墓研究を手がかりに」『中京大学社会学部紀要』第17巻1号, 67-94.

, 2004 出版予定, 『なぜ老人を介護するのか スウェーデンと日本の死と生（仮題）』勁草書房.

柳田國男, [1946]1969, 「先祖の話」『定本柳田国男集 第十巻』筑摩書房

高齢者のケア選好

事例分析と概念枠組みの検討

山口 麻衣（上智大学大学院生）

介護保険制度が導入され、契約としての利用者主体のケアが目指されるようになった。利用者・ケアの受け手としての高齢者自身の視点を中心にすれば、介護保険制度を中心としたフォーマル・ケア（租税、保険、市場ベースのケア、以下 FC）とインフォーマル・ケア（FC 以外の家族・地域住民・ボランティアなどによるケア、以下 IC）が有機的な「ケアの連続体(Continuum of Care)」を築いていることが望ましい。従来から家族介護や福祉制度に基づくケアについてはそれぞれ研究が積み重ねられてきたが、FC と IC の関連を研究したものは限定的であり、また、高齢者の視点からみたケアのあり方についてもまだ十分には研究されていない。本報告の目的は、「ケア選好(Care Preference)」に関する事例分析から得られた知見を示し、高齢者の視点からみた FC と IC の関連性について研究する際にケア選好概念を用いる有効性と理論的・方法論的課題を検討することである。

高齢者ケアの研究においては、ADL などの評価的ニーズを踏まえた研究は多いが、表明ニーズやケア選好に対する研究は少ない。Cantor(1979,2000)は、ケア選好に着目した上で FC と IC の関連を研究しており、階層的補完モデル(Hierarchical-Compensatory Model)を提唱している。このモデルは、高齢者のサポート選択に際して、選好に階層的順序があるとするモデルで、家族、親族、友人・近隣者、フォーマル機関の順序で選好され、家族が無理なら代替的に次に選好される親族といった代替的な関係があるとし、フォーマル機関は最後のよりどころととらえている。米国において同モデルは Litwak(1979)の課題特定モデル(Task-Specific Model)と比較され、理論的決着はないものの、議論や実証研究が積み重ねられてきた。

今回の事例研究では、ケア選好概念をモデルに含めた階層的補完モデルが介護保険制度導入後の日本のコンテクストにあてはまるのか分析を行った。事例分析の対象は N 県 C 市でのケアの必要な在宅高齢者とその家族 31 ケース（2002 年 8 月実施、行政の協力によりサンプルを選定）である。高齢者の平均年齢は 81.02 才（SD=9.1）、男性 12 名、女性 19 名であった。データ収集法は準構成的インタビューで、FC 利用状況、家族状況、FC に対する意向、同居・別居家族への期待などについて質問した。暫定的な仮説として、高齢者のケア選好や実際に選んでいるケアは代替的な順序ではなく、家族ケア選好は根強いが、FC 選好も同時にみられる（補完的階層モデルは成り立たない）ととらえた。

事例分析の結果は、仮説支持 16 事例、支持・不支持両面 13 事例、不支持 1 事例、非該当 1 事例であった。事例分析における仮説検証は基準設定が難しい点、高齢者本人の選好は十分にききとれなかった点、一地方都市での調査で一般化ができない点などの方法上の課題はあるものの、ケア選好概念の有効性について得られたいくつかの知見をまとめてみたい。第 1 に、介護保険制度下の日本の現状においては、FC（特に在宅 FC）は選好においても実態においても最後のよりどころとしてではなく、階層的補完モデルの示している代替的な順序とはなっていない点である。実態としてはケア・パッケージの中で家族ケアと FC が組み合わせとなっている。第 2 に、ケア選好概念自体は、介護度（客観的ニーズ）ではとらえきれない多様性をとらえ得る可能性を示している点である。子に頼らず夫婦ケアを選好する事例やデイサービスを嫌がる事例などが示すように、ケア選好はケアの実態と関連して主

観的 QOL (生活の質) に影響している面がある。第 3 に、高齢者本人のケア選好はケア現況やケアの担い手である家族の意向・状況、FC 体制の現況などに影響を受けていると考えられる点である。事例ではケア選好でのアンビバレントな心情が浮き彫りになった。

事例結果を参考に、ケア選好概念の理論的・方法論的課題をまとめてみたい。理論的課題としては、ケア選好概念やニーズ・需要との関連をさらに明確化する必要があることがあげられる。選好をニーズとの関連からみてみると、選好概念はある面では必要と対峙する概念として、功利主義における効用に関する概念として論じられてきた。さらに、鈴木(1998)や山森(2000)らが概説しているように、センの潜在能力アプローチでは、従来の厚生主義の主観的選好のとらえ方の限界を踏まえつつも、人の選択する行為を福祉と連結させ、必要、選好、福祉、QOL を包括的に組み合わせている点でこれらの重要概念の関連性に関する知見を示している。ケア選好も広義の福祉や QOL に関連の強いものととらえた上で、ケア選好と表明ニーズの相互関係を選択の幅を加味しつつとらえていくべきであろう。例えば Carpenter ら(2000)がケアを受ける側の心理社会的選好の概念構成に関する調査を行うなど、サービスを利用者としての高齢者の選好を QOL との関連から研究する関心が高まりつつある。日本においては、国民選好度調査における介護に関する調査のほか、介護場所の選好(溝部、2002)や福祉サービスに対する選好(加来、2001)など限定的ながら研究が行われている。今後、ライフコースやジェンダーの視点から、ソーシャル・サポートやソーシャル・キャピタル論の議論も踏まえつつ、社会資源や社会関係のあり方とケア選好の関連を選択の幅に着目して分析することが重要である。

方法論的課題としては、ケア選好概念の操作化や構成概念の妥当性を検討すべきことが重要な課題としてあげられる。また、特に要介護高齢者本人の選好の把握の困難さも方法面で対処すべき課題である。ニーズや資源状況を把握した上での現状の選好と、ケアのニーズと資源を想定した将来のケア選好に 2 つに分けた操作化が考えられる。さらに、日本の各地域での介護保険制度などの状況を踏まえた操作化も必要であると思われる。

結論として、ケア選好概念とケア・ニーズ概念は重複する部分もあるが、別個の概念であり、ケア選好概念は高齢者本人の意向を知る上で有益な概念であろう。特に中高年齢者のケア選好を把握することは将来的な望ましいケアのあり方を考える上で参考となる可能性もある。例えば中高年齢層への量的調査においてケア選好を分析枠組みに含めることで、中高年齢者の QOL をライフコースの視点から包括的に捉えられる可能性もある。課題はあるものの、ケア選好に着目した FC・IC 関係の研究は利用者本位のケアが実現する上での問題点を確認する上でも有効なアプローチではないだろうか。

< 付記 > 本事例研究は日生財団より助成を受けた FC / IC 地域モデルに関する研究

(代表者：上智大学冷水豊教授) のデータを活用しております。

「待機」の諸相

高齢夫婦の離別をともなう特養入居プロセスにおける状況定義

新田 雅子（札幌学院大学）

1. 問題意識と研究目的

自らも老いゆく妻／夫が、痴呆や慢性疾患を抱えた夫／妻を在宅で介護し続けるということは、双方にとって心理的にも肉体的にも過酷な日常である。その日常のある段階において、少なからぬ高齢夫婦が居住形態の変更を余儀なくする。それは、いずれか一方の入院であったり施設入居であったり、あるいは子ども世帯への「呼び寄せ」を含む転居であったりする。見方を変えれば、高齢者の転居 placement は現代における後期高齢期のライフイベントのひとつとして存在する。

そのうち、要介護高齢者の施設入居は、その数が年々増加し一般化している今日においても、個別的是にきわめて計画の立ちにくい状況にある。その要因は情報量およびサービス供給量の不足といった構造的な問題だけではない。夫婦揃って同じ施設に入居するということは今日の施設サービスにおいてほとんど想定されていないから、「核家族」のまさに「核」である夫婦が、その生活史の仕上げの段階において、暮らしの場を異にすることを決意することになる。そのことは何を意味するのか。

本報告は、上記のような問題意識から、質的調査・分析に基づいて、離別 separation 経験としての施設入居のプロセスに作用する要素を明らかにする。特に当事者（主に介護者）の状況定義を分析対象とすることで、そのプロセスを個別の文脈に即して叙述した上で、仮説的なモデル構築を目指したい。

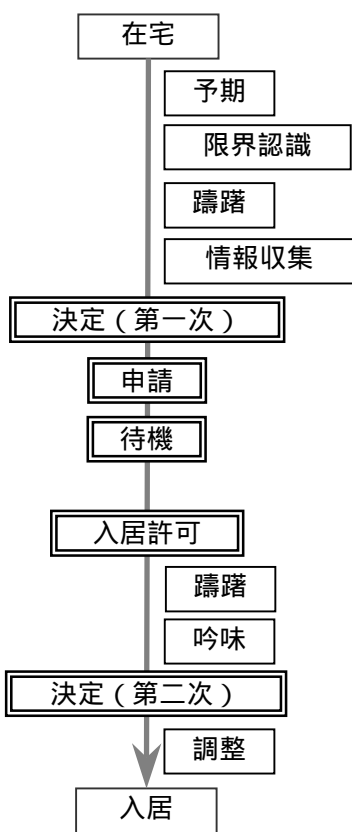
2. 研究対象および分析枠組み

「高齢夫婦がどちらか一方の要介護状態を要因として恒久的に暮らしの場を別にする」という「離別」の意味を明確化するために、研究対象を特別養護老人ホーム（以下、特養）入居のプロセスに限定する。老人保健施設、療養型病床群などではかならずしもそうした状態を意味しないからである。有料老人ホームは経済的な要素が大きく、また制度的な問題が明確にならないため除外した。

さらに研究対象を設定する上で、介護保険制度施行以降の特養入居待機者の急増という課題が浮上する。すなわち、高齢夫婦の離別をともなう施設入居のプロセスは、「待機」という状況下で複雑化し長期化している可能性が高い。そこで下記のような分析枠組を仮説モデル的に設定し、これを軸として調査データの質的分析を行う。

3. 調査概要

施設入居プロセスの仮説モデル



2002年8月、東京都A区内すべての特別養護老人ホームに研究協力を依頼し、次のような調査対象者を選出した。(1)夫婦ともに65歳以上、夫か妻のどちらかが施設入居後1年以内。(2)夫婦ともに65歳以上、夫か妻のどちらかが施設入居を必要とする状態で入居申請後「待機」中。

結果として、5施設6組の夫婦が調査対象となった。うち1組は妻が入居し夫が在宅、4組は夫が入居し妻が在宅である。これらのケースが入居申請の手続きをしてから実際の入居までの期間は、18ヶ月から48ヶ月までさまざまだった。残りの1組は夫が「待機」中で、夫婦ともに在宅である。

4. 調査結果

夫婦での在宅生活を「諦念」する段階を予期しつつ、その決定を躊躇し、多くの介護者は自らが肉体的な限界に達するまで具体的な情報収集をしていなかった。

施設入居を免れないという状況定義が一旦成立すると、介護者はよりよい条件の施設を探し回る。ほとんどケースにおいて施設探しの奮闘努力は孤独な作業であり、専門職の具体的な関与は見えなかった。また、入居を申請する施設の条件として、自宅からの近さが大きな要素となっていた。これは

サービスの質や施設の新鮮さなどを上回るものであった。

入居申請という行為は、「離別の決意」までの第一ステージから、「実際の離別」までの「待機」という第二ステージに進む通過点である。しかし「待機」状況の不確実性により、施設探しから申請手続きへという行為は必ずしも一人一回ではなく、この行為を何度も繰り返して、第一、第二ステージを行き来することもあった。次なる通過点である実際の入居は、特養からの入居許可に大きく左右されるからである。

また、入居許可が出ても「パス」を数回繰り返して第二ステージを継続するケースも見られた。このことは「特養入居待機者」が言葉のそのままの意味で待機している waiting とは言えないという、このプロセスの特徴を示している。第二ステージは文字通りの待機とは意味が異なるのである。

加えて、「待機」中の1ケースを除いて、本調査は「離別」後の夫婦に対して実施したことから、彼/彼女らの語りのコンテクストは、時系列的に言えば第三ステージ、つまり配偶者の入居後 post placement の日常生活にある。本報告はこれを分析視角に含めている。

当日の報告では、当該プロセスの全体像をモデル化して提示し、データに即して考察する。

なお、本調査は文部科学省科学研究費基盤研究(B)(2)課題番号 13410063『人口の高齢化と地域社会 日本とスウェーデンの比較研究』(研究代表 立教大学木下康仁教授)の成果の一部である。

過疎社会における老いの生き方・生かされ方

- 熊野市五郷町湯の谷・Tさんの実践から -

中村 律子（法政大学）

1. 目的と課題、研究方法

社会福祉学や社会学では、老い／老人を役割論やアイデンティティ論との関連で論じることが多く、それは福祉の現場や政策にもおおきな影響を与えてきた。本報告では、老い／老人を役割論やアイデンティティ論で論じることの有効性と限界を整理し、老い／老人の新たな意味を考察することを第一の目的とする。そして次に、社会的に規定され、一方的に眼差され困り込まれた存在としての「老人」ではなく、その社会や制度のなかに包摂されながらも微細な創造力を行使する自律的な存在たらんとする主体としての「老人」に着目し、その彼（女）が暮らす小さな共同体のなかで編制された生活世界を構築している老人の生き方を明らかにすることが第二の目的である。こうした老人の、日常のなかで繰り広げられる生活実践を明らかにすることによって、老人福祉制度や政策形成におけるオルタナティブな立脚点を提示することが第三の目的である。

ここでは一人の老人のライフヒストリーを検討することで以上の課題に迫ってみたい。ひとの日常生活はいつけん何でもない慣習的行動の繰り返しのように見えるが、実は人間存在としての深部にふれる複雑な動きを絶えず生成しており、その生成の連続性によって成り立つものであると考えられる。そうした日常のなかで繰り広げられる生活実践、つまり生きられる個人と彼（女）をとりまく社会との関係を明らかにするためには、ライフヒストリー法が有効であろう。

2. 「老い」「老人」「高齢者」をめぐる言説

老年社会学は、「老いを役割変化あるいは役割喪失の過程としてとらえ、その理論前提の上で新たな役割の可能性をめぐる問題設定になっている」(木下、1997: 17)と指摘されるように、これまで、老人に対するネガティブでマイナスのイメージを、「老人ならでは」の新たな役割論を展開することによって、ある面ではポジティブでプラスの老人像をつくることに貢献した。また役割の喪失／獲得や衰退／発達の過程だけではなく、人間関係や社会関係における老人のもつ互酬性にも着目させることにもなった。

しかし、1980年代後半から、このような老年社会学における役割理論に偏った「新たな老人（像）」については疑問が投げかけられることになる。それは、「老いとは、近代社会がつくりあげたシステムである」(栗原彬、1986)という指摘にもあるように、老人に付与された、あるいは役割論から捉えられた老人のマイナス／プラス的側面という理解そのものが、近代社会論を前提にしたものであるから、近代化論を超えた議論のなかでの老人論を提起する必要があるというのである。こうしたアプローチは、この十数年、社会学ばかりでなく民俗学、歴史学においても、老いの意味はなにか、老人とは何かといった存在論的な問いをなげかけ、老いのリアリティー、老人の生活世界から明らかにすることの重要性が指摘されてきた。

役割論では、他者／自己および社会関係を類型化、平均値化することによって、相互作用の予測性と安定性を高め、例えば、福祉制度などを作るときには有用だが、それは逆に社会的な規範のなかに老い／老人を閉じこめてしまうことにもなる。ことに役割論は一般に生理的な自然現象と同一視されやすいので、より規範化の力は強くなると考えられる。

それでは若い/老人を役割論やアイデンティティ論による規範化のアポリアから解放するにはどのようなアイデアがあり得るだろうか。以下、一人の老人の「小さな営み」を記述しながらその問題への回答を考えてみよう。

3. 地域で老いを生きるひと-Tさんのライフヒストリーから(当日レジュメ参照)

本報告では、まず、Tさんが暮らしている三重県熊野市五郷町湯の谷の集落について概観したのち、Tさんのライフヒストリーにみる日常の生活世界のなかで生成、創造される集合的で多重的な人と社会との関係の「小さな営み」のエピソードを紹介し検討しよう。

3-1 熊野市五郷町湯の谷について

3-2 Tさんのライフヒストリー

3-3 Tさんと親密な関与者たちの織りなす談話と実践、そして日常の実践

エピソード1・・・生活世界の自律的合理主義

エピソード2・・・共同体の扶助意識

エピソード3・・・病いと扶助

エピソード4・・・村的公共性

エピソード5・・・「制度」の「横領」

4. おわりに・「小さな営み」にみる個人の実践、その可能性と限界

今日の湯の谷に暮らす人々は、次世代の他出によって、次世代と老人世代という区分そのものに規定された「老人」という規範では語れなくなっている。彼(女)らは外の社会にむかつては、医療や福祉という制度のなかで「老人」であり、その制度を利用して生活の便宜のためにさまざまなサービスを内部に取り込みながら日々を暮らしていく。そして、湯の谷の集落内部では、取り込まれた医療や福祉サービスを変形利用することだけでなく、新たな社会関係や地域の資源との関係の創造をとおして、むき出しの老いを生きる工夫をし続けるのである。

私たちがこのようなTさんの生活世界と生活実践から学ぶのは、次のようなことである。若いといふいっけん生物学的現象があり、それを前提とした社会福祉制度が公的に整備されていく過程を支えたのは近代市民社会の老人観であった。こうした視点によって高齢化社会や高齢化率などが過剰な意味をもたされてきた。しかし、敢えて括ってみれば、老人には、国民国家が一律基準で創出した老人と、共同体が歴史的個別的に編制してきた老人という二種類の老人カテゴリーがある。この両者の葛藤がもっとも鮮明にあらわれるのが、事例として取り上げた湯の谷のような過疎高齢社会であろう。湯の谷に暮らすTさんの記述を通して、一律均質な管理対象としての老人と、共同体の生を生きる一人の人間としての老人の現実的な分岐と、現実的な対処がみえてきたのである。

Tさんの生活実践の巧みな創造性(自立的合理主義、ずらしや横領)にみる小さな営みを包摂するといった共同体の可能性を確認することで、全体社会が普遍的に定め投網をかけるように人々を拘束した結果出現した「老人問題」に、共同体の生活世界から別の視点を提起できるのではないだろうか。

自由報告・第2部会

日時：6月29日(日)09:30～12:30

会場：7号館7202教室

司会：要田 洋江(大阪市立大学)

7. 農家後継者の晩婚化とアジア系外国人妻の流入

その仮説と実態

奥山 正司(東京経済大学)・小坂 啓史(成蹊大学)・高村 弘晃(墨田区社会福祉事業団)

8. 若年無業者・フリーター支援事業の現状と課題

大阪地域職業訓練センターの事例から

樋口 明彦(大阪大学大学院生)・亀山 俊朗(大阪大学大学院生/(財)大阪生涯職業教育振興協会)

9. 日本における「障害者福祉政策レジーム」の形成過程

川崎市の障害者福祉政策過程の分析を通じて

金 智美(お茶の水女子大学大学院生)

10. 障害者の自己決定とボランティア/NPOによる支援

佐藤 恵(桜美林大学)

11. 拡大・代替コミュニケーションの可能性

社会学的立場からの考察

澤屋 真樹(広島大学大学院生)

12. ノーマリゼーションの社会学(1)

ノーマリゼーションの起源

中山 忠政(島根県立島根女子短期大学)

農家後継者の晩婚化とアジア系外国人妻の流入

その仮説と実態

奥山 正司（東京経済大学）・小坂 啓史（成蹊大学）

高村 弘晃（墨田区社会福祉事業団）

1. 研究目的

農村における農家後継者の結婚難が深刻化している。その理由は、農村女性の多くが配偶者として選択するのは、農家の男性ではなく、都市の雇用労働者であるからである。それは、農村青年の個人的な理由もさることながら、農産物の価格破壊や兼業労働の不安定化、農家の古い家族経営の体質等が、農業や農家を魅力に乏しいものにしていくこととも関連している。その結果、農家後継者（青年）の一部は、結婚したくても未婚のまま、年々高齢化しているのが現状である。

ここでは、こうした農家後継者の晩婚化に焦点をあてながら、従属変数であるアジア系外国人妻の流入について、仮説的枠組みを設定し、そのうえで既存の統計資料と一農村地域の具体的事例を通してその実態を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

(1) 仮説的分析枠組み

梅村又次（一橋大学名誉教授）によれば、労働力移動には2つの基本型がある。その第1はライフ・サイクル型労働力移動、第2はエコノミック・サイクル型労働力移動とよばれるものである。前者は、新規卒業者の就職から定年、死亡などのライフサイクルに関わる継続的・規則的な労働力であり、人の生涯の不可避的な正常な機能の一部として、安定的に与えられるものと考えられる。後者は経済変動に左右される不安定な労働力浮動層をさしており、労働市場の情勢や世帯の経済状態の変動に感応的であることを特質としている。それぞれを「恒常労働力」、「縁辺労働力」とよんでいるが、近年、後者は国境を越え、経済社会はグローバル化している。

われわれは、この2つの概念と枠組みをヒントにし、農村の結婚市場の状況について理論的な枠組みを設定した。つまり、農村青年の結婚相手である「配偶者（候補）」について、当該農村の女性を「一次的な配偶者（候補）」、その代替として選ばれるアジア系外国人女性を「二次的な配偶者（候補）」とよぶことにした。

2つの「配偶者（候補）」選択が可能な中で、近年、「二次的な配偶者（候補）」が浮上してきている。では、そうした状況が、高度成長期以降の経済変動及び都市と農村の相対的優位性及び劣位性と絡んで、どのようなかたちで出現してきているのか。仮説的には、都市に対する農村の社会経済的地位の相対的な低下ともなっていて、農村青年には「一次的な配偶者（候補）」の獲得が困難となり、その結果、「二次的な配偶者（候補）」が増加してきていると考えられる。

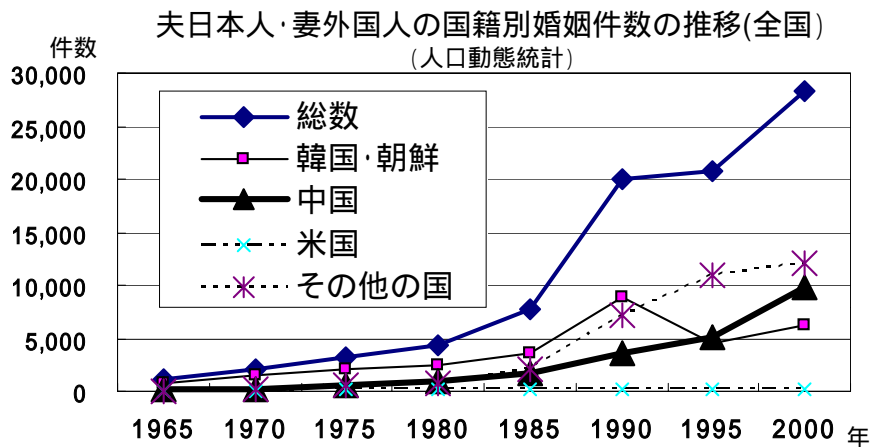
(2) 調査方法と実態の把握

「在留外国人統計」、「国勢調査」、「人口動態統計」などの官庁統計により、マクロ的・人口学的視点からその動向を明らかにする。

アジア系外国人女性（「二次的・補完的配偶者」）の流入地域としては、先進地域である山形県最上郡を対象地域として、彼女等に行ったケーススタディからその一端を明らかにする。

3. 分析結果と考察

- (1) 農村地域及び農家の社会経済的な地位の相対的低下に伴って、農村の未婚女性が都会に流出し、その結果、「一次的な配偶者（候補）」を地域内で充足することがますます困難になってきていることが時系列的に明らかになった。
- (2) 上記の傾向を補充する形で、アジア系外国人女性（「二次的な配偶者（候補）」）が年々増加していることも示唆された。



- (3) 農家の国際結婚の契機は主に斡旋業者によるが、見合いから結婚に至る過程が極めて短時間であるため、農村青年とアジア系外国人女性との間には、言語、生活習慣など文化に関わる食い違いが見られ、生活上の反故やトラブルなど多くの葛藤を生み出している
- (4) 結婚当事者の多くは老親と同居しており、夫婦関係はもとより、嫁姑関係に苦慮している。そうした問題は、文化差、世代間の葛藤などを反映し、安定した結婚生活の継続を困難にしている。
- (5) 生活上のギャップにより短期間で離婚に至るケースが多く、農村における日本人同士の離婚率を遥かに凌いでいる。
- (6) アジア系外国人女性が離婚し、農村を離れた場合には、その夫婦間に生まれた子どもは家の後継者として農家に止まるケースが多い。これは日本人同士が離婚した場合、子どもの親権者・養育者は母親で、子どもといっしょに離家するケースが多いのとは大きく異なっている。
- (7) 国際結婚による文化を共有し、農村の地域社会を健全なかたちで機能させていくためには、個人、家族、地域、行政などそれぞれのレベルで、国際化に対応したきめ細かな対応が必要である。

若年無業者・フリーター支援事業の現状と課題

- 大阪地域職業訓練センターの事例から -

○樋口明彦(大阪大学大学院生)・亀山俊朗(大阪大学大学院生/(財)大阪生涯職業教育振興協会)

【問題の所在】

若年層の無業・不安定就労者(フリーター)の増加が指摘されて久しい。従来わが国では、こうした層は両親の家計に依存している場合が多く(「パラサイト・シングル」)、社会問題として顕在化しにくい状況にあった。そうした背景もあり、行政の雇用・職業教育訓練政策も主として衰退産業から新興産業へ移動しようとする中高年を対象としたもので、若年層に対しては職業意識の啓発などにとどまる傾向がみられた。その背景には、若年層の失業は自発的なものであり、職業に対する価値観が変化したためだという考え方がある。

しかし近年、若年層の失業率が高いのは単に職業意識の問題ではなく、たとえば多くの企業が中高年を簡単には解雇できないため新規学卒者の採用を手控えている、といった日本社会の構造的問題であること、また、そうしたもとで、従来日本では主に企業内で行われてきた若年期の職業能力開発やキャリア形成の機能が失効しつつあることが明らかになってきた。そのため政府も、ようやく2004年度から経済産業省を中心に若年層の職業訓練・就業を促す新制度を創設する方針を打ち出した。この制度は、民間のノウハウを活用して若年失業者向けに教育訓練と職業紹介を一括して手がけ一定の成果を残した英国ブレア政権の「雇用対策プログラム」をモデルとして、民間の職業訓練・紹介会社への業務委託を行い、若年層の技能向上を通じた雇用創出と国際競争力の獲得をねらいとしている(『日本経済新聞』2003.4.27朝刊)。

とはいえ、こうした政策では対処しきれない問題を抱えた若年層が多く存在することも事実である。現在社会問題化しつつある「引きこもり」の若年者に典型的なように、若年無業・不安定就労者の中には、職業訓練以前の、社会的ネットワーク(友人・知人との関係、地域コミュニティ、諸アソシエーションへの参加など)の欠如や、働くことへの動機づけの不足といった問題を抱える者が多く存在している。若年無業・不安定就労者の持つそうした側面は、従来の雇用・能力開発政策の対象になることも、また福祉政策の対象になることもない。いかなる諸政策にも包摂されない彼らは、さまざまな社会的ネットワークを剥奪された社会的排除 social exclusion の状態にあると言える。

【報告の概要】

大阪府・市などが設立した公益法人(財)大阪生涯職業教育振興協会によって運営される大阪地域職業訓練センター(通称「Aワーク創造館」)は、主としてパソコン技能習得などの職業訓練を行っている。しかし、同センターは、とりわけ若年無業・不安定就労者に対しては、従来型の技能訓練だけでは不十分であるという認識にもとづき、2002年度に若年層対象の事業として「若者のための新・仕事講座」を開催した。この講座は、単なるスキルアップ講座ではなく、参加者自身が自らの仕事の社会的位置づけを考え、仕事の前提となるライフスタイルやコミュニケーションのあり方を問い直すという趣旨で実施された。

だが、同講座が当初の目標を十分に達成したとはいいがたいというのが、主催したセンター側の認

識である。第一の理由は、応募者の不足である。他の講座以上に宣伝し、マスコミ等にも取り上げられたにもかかわらず、同講座は十名程度の参加者しか獲得できなかった。第二に、当初のねらいが受講者に十分に浸透したとも考えられていない。

先進的な取り組みであったはずの同講座のどこに問題があったのか。この問題を分析することは、今後、若年層を支援するにあたって必須の課題であると報告者兩名は考えた。この問題を明らかにするため、報告者兩名は以下のような調査を行った。講座の企画書・関係書類を用いた、講座の目的に対する内容分析。講座の運営状況に対する参与観察。受講生に対するインタビュー調査である。

本報告の中心は、受講生に対するインタビュー調査である。基本的にインタビューは受講生全員に行い、途中で講座をドロップ・アウトした者にはアンケート用紙を郵送した。調査内容は、以下の三点、つまり 講座内容に対する感想・主観的評価、受講生自身の仕事に対する考え方、受講生自身のライフコース、および日常生活における社会的ネットワークの有無に焦点を当てている。

このインタビュー調査から、以下のようなことが明らかになった。

受講生には、「就労支援講座」を何度も受けた経験のある者が多い。彼らはさまざまな職業訓練講座を行ったり来たりしている。

就労に結びつくような社会的ネットワークを有していない者が多い。その結果、日常生活において有する社会関係は、家族やごく限られた友人など非常にインフォーマルなものに限定され、外部の影響に左右されやすい脆弱なものになっている。

受講生のなかでも、家族との関係が良好な者とそうでない者がおり、後者は生活に関するリスクが非常に高くなっている。

コミュニケーション能力が不足しており、日常生活における社会関係の維持、社会参加に問題を抱えているケースがある。

上記の調査結果から、就労に問題を抱える一部の若年者は、雇用・職業教育政策と福祉政策の狭間に位置しており、十分な支援体制を受けていないと報告者兩名は考えるに至った。したがって、今後こうした若年者に対する支援策には、以下の二点が必要であると考えられる。

狭義の就労支援や職業教育に限定されない、形態的にも内容的にも多次元的な支援。「講座」という事業形態、さらに「当事者意識の問い直し」という内容だけでは限界があるかもしれない。

就労に結びつくような社会的ネットワークとの連携。単独の「講座」運営だけではなく、地域の諸団体・諸施設と連携した支援策が必要とされている。

つまり、問題を抱える若年者が日常生活のなかで社会的ネットワークとつながることが必要であり、そのためには既存の社会的ネットワークの資源を活用した支援策が早急に求められている。今後は、多元的な社会的排除に対抗する、多元的な社会的包摂 **social inclusion** という視点が重要になるだろう。

日本における「障害者福祉政策レジーム」の形成過程

川崎市の障害者福祉政策過程の分析を通じて

金 智美（お茶の水女子大学大学院生）

1. 本報告の対象

本報告では、日本の障害者福祉政策の形成期として、高度経済成長期とその後の安定成長期を想定する（具体的には、昭和 40-50 年代）。そして、本報告における「障害者」とは、身体障害児者および知的障害（精神薄弱）児者を総称する意味として用いる。

2. 日本の障害者福祉政策の特徴

日本の社会福祉制度は、高度経済成長期を通じて整備・拡充されてきたものの、家族扶養に大きく依存しており、全体としてその発展が立ち遅れた。特に、障害者福祉制度は、日本の自立生活運動の主張である「脱家族」論に示されているように、家族主義と密接な関わりを持ちながら整備されてきた。しかし、その一方では、障害者を家族から分離して施設へ収容・サービスを行うための福祉施設の充実をも図ってきたことに注目しなければならない。つまり、家族主義に基づいた政策基調は、結果的に、施設ケア中心のサービス体制をつくりあげてきたのである。

このような「家族ケア」、「施設ケア」の両者を中心とした日本の障害者福祉政策は、障害者の「完全参加と平等」を唱えた 1981 年の国際障害者年を契機として、障害者をいかにして家族や施設から脱却させ、欧米のような「コミュニティケア」を実現していくかが課題となったのである。

そこで、ここでは、日本の障害者福祉政策が、欧米とは異なり、なぜ家族中心・施設中心の政策づくりになったのか、また、その政策形成過程において家族主義との関連性はいかなるものであったのかを追跡することにする。

3. 研究の目的・方法

以上、日本の障害者福祉政策の特徴について簡単に触れてみたが、このような日本の障害者福祉政策はどのように形成されてきたのであろうか。その形成過程に関する先行研究をみると、障害児・障害者、身体・知的障害者に関する研究が、相互独立的に行われており、体系的・総合的な研究はほとんど見受けられない。これは、障害者福祉政策の多様化・複雑化を反映するものであると思われる。

本報告では、国レベルではなく政策が具体化される自治体レベルでの川崎市を事例として、その障害者福祉政策の形成過程を追跡し、そのなかで、障害者福祉政策の制度的内容を規定した要因および構造を解明する。その上で、障害者福祉政策の形成過程を福祉国家の「脱家族化」の観点から再吟味する。その際の分析枠組みとしては、「障害者福祉政策レジーム」、つまり障害者福祉政策を推進していく多様な主体と、各主体の意図、そして、政策対象との関係性に注目する。その上で、「障害者福祉政策レジーム」にジェンダー視点を取り入れて、福祉国家の「脱家族化」の観点から障害者福祉政策の果たした機能（効果）を明らかにする。

4. 川崎市における障害者福祉政策の形成過程

川崎市における障害者福祉政策過程の分析を通じて、日本の「障害者福祉政策レジーム」の形成過程を簡単に整理すると、次のようである。

第1に、障害者福祉政策が形成された背景には、障害者の量的・質的構造変化があった。すなわち、高度経済成長にともなう公害、交通事故、労働災害などは、肢体不自由者を中心に障害者を急激に増加させたのであり、また、制度そのものの成熟にともなう障害概念の拡大と、医療制度の整備にともなう障害者の死亡率の減少なども障害者の増加につながった。さらに、交通事故・労働災害そのものの重大化と障害概念の拡大は、障害の重複化・重度化現象を結果したのであり、医療制度の充実と中途障害者の増加などは障害者の高齢化現象を生じさせた。このような状況のなかで、障害者福祉サービスを求める市民のニーズは、以前にもまして高まったのであり、福祉を権利として認識しはじめるとつれ、在宅の障害者と知的障害者たちのニーズが顕在化したのである。第2に、このような市民の障害者福祉ニーズに対して、行政側の資源をみると、高度経済成長とその後の安定成長により、福祉のための財政は比較的豊かであったといえる。第3に、以上のような障害者福祉政策拡大のための社会経済的な要因に加えて、特に川崎市における障害者福祉政策をめぐっては、さまざまな主体の政治的意図が絡み合っていた。すなわち、政令指定都市への移行をめざす構想とその計画の途中に誕生した革新市政、革新市政の誕生に大きく貢献した「官公労」、組織的な障害者福祉要求運動団体（たとえば、「川崎市身体障害者協会」「川崎市精神薄弱者福祉協会」「川崎市死体不自由児父母の会」「川崎市自閉症親の会」「川崎市心身障害児者父母の会連絡協議会」「川崎市ひまわり父母の会」「特集学級父母の会」「養護学校PTA」）などのさまざまな主体の働きかけにより、「心身障害者コロニー計画」と「生涯授産構想」という2つの大きな計画が生まれるようになったのである（障害者福祉政策をめぐる諸主体が、どういう背景・経過のもとで、それぞれの利害をぶつかり合っていたかについては、当日配布のレジюмеで詳しく説明する）。

5. 日本における「障害者福祉政策レジーム」の帰結

以上、川崎市の「障害者福祉政策レジーム」の分析を通じてみた日本の障害者福祉政策は、常に子ども（障害児）をどうするかとの課題と結びつくことによって、施設を中心とした子どもの療育システムづくり、また、その子どもたちが養護学校を卒業して成人した場合の彼らの受け入れ体制として、地域授産施設の拡充として現れた。しかし、このような過程のなかでは、成人障害者のための施設整備と、在宅の重度障害者のためのコミュニティケアの整備などは、棚上げにされがちであり、その解決策はいまだに政策課題として残されている。さらに、このような「障害者福祉政策レジーム」にジェンダー視点を取り入れて、福祉国家の「脱家族化」の観点から考察すると、療育システムづくりにおける「母子一体」「母子指導」「母子通園」方式と、また、在宅重度障害者の主な介助者はほとんど母親であったことなどから、「脱家族化」効果はあまり果たされていなかったといえる。

障害者の自己決定とボランティア / N P O による支援

佐藤 恵 (桜美林大学)

本報告は、1995年の阪神大震災直後に、被災障害者に向けた支援ボランティアとして発足し、99年のNPO法人化を経て、現在に至るまで、障害者の自己決定をサポートしている被災地障害者センター(神戸市長田区、以下ではセンターと略記)の活動を、ヒアリング調査(95年7月以降、現在まで継続中)に基づき事例研究し、彼らが実現しようとしている「支え合い」の取り組みに相互行為論的なアプローチを行う。

センターは、阪神大震災における被災者のうち、最もヴァルネラブルな(傷つきやすい)存在である障害者を支援する被災地ボランティアとして、1995年2月2日、神戸市兵庫区の「自立生活センター神戸・Beすけっと」に事務所を置き、県下の被災障害者40団体と連携して発足したボランティア・グループである(責任団体=「障害者問題を考える兵庫県連絡会議」)。発足当初から、「障害者問題へのこだわり」という「原点」=ミッションに立脚し、『顔の見える関係による草の根』の活動(被災地障害者センター編[1998:7])を行っており、拠点を神戸市長田区に移した現在でも、その活動は続けられている。センターは当初、東京や大阪の障害者支援グループの呼びかけで集まった物資や資金を元に、被災障害者を支援することを目的としていた。震災直後、全国から駆けつけたボランティアを動員して、860軒の障害者家庭の訪問による安否確認、物資提供、生活支援の活動を行う。95年3~4月にはサバイバース・エリアを設置し、これは95年8月に最後の一家族がもといいた土地に戻るまで続いた。ここで言うサバイバース・エリアとは、神戸市による、公園の無料使用の許可に基づき、被災障害者の緊急生活のためにセンターが公園内に設置した、プレハブ3棟の仮設避難所のことである。

救援期から復旧・復興期に移行した後も、センターは活動を継続するが、この移行に伴い、『緊急時の救援ボランティア活動』から、共に生きる市民として地域に根ざした恒常的な活動としての『障害者市民活動』(被災地障害者センター編[1998:7])へ 換言すれば、被災に着目した緊急時の障害者 encouragement から、被災に限定されない日常的・恒常的な障害者 empowerment へと、ミッションが再解釈され、活動が転換していった。96年から事業展開の可能性を検討、97年からは事業化(移送サービス、小規模作業所等地域拠点体力アッププロジェクト[ゆめ・風プロジェクト]、

ヒューマンセミナー)、99年10月にはNPO法人格を取得した。2000年4月からは、介護保険の対象となる高齢の障害者を対象に介護保険指定事業(訪問介護、居宅介護支援)を行い、同年5月以降は神戸市から障害者ホームヘルプサービス事業の指定を受け、サービス提供を行っている。また、2003年度開始の支援費制度に向けて、障害者のセルフ・マネジメント手法の研究・「開発」事業(「自分らしく生きたい」発見プロジェクト)を2001年より3年計画で立ち上げ、同じく2001年から、兵庫県内の小規模作業所やデイサービス、グループホームなどをネットワークで結び、障害者の地域生活を支援する中間支援組織の事業(生活の場サポートセンターひょうご)も開始している。現在、常勤スタッフは18名、収入は2000年度決算で4,900万円である。

センターは、「障害者市民が、自分の生活を自己決定する権利」(被災地障害者センター第8回全体会議資料)を尊重し、「障害者と通常の市民」が「いっしょに支え合う活動」(被災地障害者センター

編 [1998:7]) を作り出そうと取り組んでいる。本報告はセンターにおける自己決定の支援、及び「支え合い」について、次のように把握する。すなわち、自己決定の支援と言うのは、障害当事者の「どこで、だれと、どのように生活するか」に関する選択・決定を支えることであるが、それは、当事者の自己決定が周囲の他者（支援者）の自己決定との相互関係において成り立つという、自己決定の相互性に基づき行われることである。そして、支援者が一方的に当事者の言いなりになるのではなく、また逆に、支援者が当事者の自己決定を「わがまま」「甘え」などとして一方的に価値付け切り捨てるのでもなく、互いの差異を認め合い、当事者の自己決定との対等な関係性を構築していく過程を、「支え合い」と呼ぶ。センターの支援活動においては、極力、ニーズに即した支援を行いつつも、当事者の自己決定が支援者にとってただちには了解・納得できず、そのように行動することが困難な場合、「できない時にはできないとしか言えない」という立場をとる。ただし、その場合でも、支援者は当事者の自己決定を「わがまま」「甘え」として否定的に価値付けるのではなく、認識レベルでは「分からない」こととして「宙づり状態」に留保しておきながら、実践レベルでは最低限の支援行為を行い続け、当事者と関係を「切らない」で「つき合う」。支援者にとって、こうして当事者の自己決定を支えることは、「他者と出会うことで自分探し」を行い「自分を問い直し」、「自分が変わる」契機を獲得することでもあるという。「支え合い」の関係においては、このように、当事者の生き方に関する自己決定を支援者が支援するのみならず、支援者自身も当事者と関わる中で、「自分を問い直す」契機、「自分が変わる」契機を獲得し、自らの生き方を自己決定していくこととなる。

本報告が分析課題とするのは、センターも指定事業者となっている介護保険制度、あるいは 2003 年度開始の障害者福祉分野における支援費制度において、自己決定の尊重が理念として打ち出されている中で、制度内に位置する事業者としてのボランティア/NPO が、そうした理念の現実化に向けて、いかにして利用者の自己決定を支援し、「支え合い」の実現を図っていくかというテーマである。行政的対応が陥りがちな陥穽としての、自己決定の機会や内容の制限を、極力、回避しつつ、障害当事者の個別的ニーズに即した形で支援を行おうとするセンターの「支え合い」の取り組みに、相互行為論的に接近し、報告の中で考察を深めていきたい。

【参考文献】

被災地障害者センター編 1998 『拓人～きり拓くひとびと 被災地障害者センター「活動の報告・検証・提言集」』 関西障害者定期刊行物協会

拡大・代替コミュニケーションの可能性について

- 社会学的立場からの考察 -

澤屋真樹（広島大学大学院生）

- はじめに -

人が社会の中で生活していくためには、コミュニケーションの確保は必須であり、多くの場合、コミュニケーション手段として言語によるコミュニケーションを獲得する。しかし、何らかの障害を持つがゆえに、言語によるコミュニケーション手段を獲得することが困難な場合がある。例えば、「聞く」という機能に障害のある聴覚障害、「見る」という機能に障害のある視覚障害。これらの障害に対しては、歴史的に早期の段階から手話、点字などのコミュニケーション支援が行われている。しかし、コミュニケーション障害は聴覚・視覚障害に限るものではない。物事に対する認知能力に障害のある場合や、身体機能の障害により、発声・発話が困難な場合等も同様にコミュニケーション障害である。従来のコミュニケーション支援・教育は「言語」獲得が主な目的であり、発話困難、言葉・文字の理解が困難な人にとってはコミュニケーション手段を獲得することは困難な状況にあったと言える。

しかし、拡大・代替コミュニケーション研究（AAC）の登場は、その状況に変化を与えるものとなるのではないだろうか。そのことに着目し、このAACがコミュニケーション障害をもつ人たちのコミュニケーション獲得にどれだけ貢献できるのかを社会学的な立場で考察する。

（１） 拡大・代替コミュニケーションとは

日本でAAC(Augmentative & Alternative Communication)研究に早くから着手している中村賢龍氏は『AAC入門』の中でAACについて次のように述べている。1970年代、重い障害のある人達とどのようにコミュニケーションをとればよいのか、その技法は十分あきらかではなかった。そこで、医学、工学、言語学、リハビリテーション、教育の関係者が集まり、学際的研究を開始。AACは従来からのリハビリテーション訓練を否定するものではなく、その障害の改善と同時に、今すぐコミュニケーションの確保を考えようというアプローチである。

アメリカ音声言語聴覚学会(ASHA)では「AACは多面的アプローチであるべきで、個人のすべてのコミュニケーション能力を活用する。それには、残存する音声、或いは会話機能、ジェスチャー、サイン、エイドを使ったコミュニケーションが含まれる。」としている。

中村氏はAACの基本は、手段にこだわらず、その人に残された能力とテクノロジーの力で自分の意志を相手に伝えることであると解釈している。話せることよりもコミュニケーションできることへの価値転換が必要であると。

（２）AACによるコミュニケーション支援～関係を結ぶ支援の重要性～

AACの概念を取り入れたコミュニケーション支援は、言語以外のシンボル・サインをエイド（カード・機器）を活用して行われる。そのため、コミュニケーション手段を獲得するためには、エイドを使いこなすことが重要となる。そのプロセスは、動機付け、動機維持を可能にするため、ゲー

ム感覚で行われることが多い。結果、エイドを使いこなすことが可能となることと、実際のコミュニケーションでエイドを利用できるということとは別の次元に置かれてしまう。なぜなら、実際のコミュニケーションは対人の関係であり、相互関係の中で成立するものであるが、エイドを利用するというのは一方向の関係、つまり人が一方的に使うことで成立してしまう行為だからである。ここでのコミュニケーション支援の目的は、限定的な人間関係での限定的なコミュニケーションを量・質ともに広がりを持たせることにある。つまり、人と人との関係を結ぶ支援が重要となってくる。

学童期(15歳)から成人期(20歳)にかけてコミュニケーション支援を受けた男性(重度の脳性マヒ)は、支援の過程でエイドを使いこなすことは可能となったが、支援前に成立していた関係(家族・ごく一部の身近な人)以外の人とのコミュニケーション、つまり関係作りにまでは至らなかった。しかし、具体的な場面設定を行い、実際のやりとりに焦点を当てた支援を行った結果、彼の意欲はエイドを使うことよりも、実際の人とのやりとりへと移った。

具体的には母親やごく一部の親しい人以外の支援者との買い物で、聞き取りにくい「はい/いや」や、分かりにくい首振りの認識、それらが何を意味するのかを、音声の出るエイドを利用して援助者に伝えることで、新しい人とのやりとりを可能にした。その後、徐々にではあるが、新しい人との出会いを楽しみにするようになったようである。

(3) AACによるコミュニケーション手段の課題

エイドに登録する語彙や使用するサイン選択が本人の意思とは別の次元で行われる可能性である。コミュニケーション支援を必要とする場合、自らの意志表出が困難なため、支援のやりとりの中で、援助者が本人の意思を適切に汲み取る必要がある。また、情報提供にも配慮が必要となる。しかし、生活支援環境が不十分(支援者不足、配慮不足など)であることや、逆に適切な生活支援を理由(例えば精神状態を安定させる)とし、通常提供すべき情報をコントロールするという状態をどう考えるべきか、吟味する必要があるだろう。結果として、強制や誘導を引き起こすような可能性はないだろうか。

例えば、利用頻度の高いサインが「待て」や「我慢」といった本人の思いを抑制するものとなっている施設での援助について。また、見通しを持つことが困難な人に対して、遠足の日程やそれに関する情報をぎりぎりまで伏せるという援助・配慮についてなどが挙げられる。

ノーマリゼーションの社会学（1）

- ノーマリゼーションの起源 -

中山 忠政（島根県立島根女子短大学）

今日、「ノーマリゼーション」は、障害福祉や社会福祉を支える最も代表的な理念・思想の一つといえる。わが国においても、国の障害者基本計画「障害者プラン」のサブタイトルとして採用されている。

発表者が、「ノーマリゼーション」に初めて接した時、その意味するところは、「素朴」であり、かつ「当たり前」のように感じられた。しかしながら、わずか 50 年前にはその「当たり前」とはほど遠い社会的状況が存在したことや、ノーマリゼーションが果たしてきた歴史的役割の大きさを知り、強い衝撃を受けた。ところが、ノーマリゼーションに対する理解を深めようとするほどに、発表者の頭を「ある疑問」が支配するようになった。この「ある矛盾」とは、ノーマリゼーションの「理論構造」にもとづくものであった。本報告は、発表者が感じた「ある疑問」をよりどころとしながら、ノーマリゼーションの起源を対象に、ノーマリゼーションの「理論構造」を明らかにしていく。

ノーマリゼーションの思想は、1950 年代初頭のデンマークにおける、「知的障害の子どもをもつ親の会」の運動の中で誕生した。当時のデンマークでは、障害のある者に対して、「隔離的、保護的、ないし社会防衛的」（花村 1990）な処遇が行われていた。1951～52 年かけて創設された「親の会」の発足は、次のような動機にもとづくものであった。

初めは、自分らの子どもを守ること、親同士の連携をはかり情報を交換しお互いに助け合うことが目的であった。そしてベット数を 20 から 30 までの小規模の施設を両親や親戚の近くにつくること、また自分たちの子どもも他の普通の子どもの同じように教育を受ける機会をもたせたいというのが願いであり、それが「親の会」のスローガンだった。さらに彼らは教育を願うだけでなく、社会の体制そのものを変える必要を強く感じるようになった。そして、政府が新しい政策をとることを願ったのだ（花村 1991）

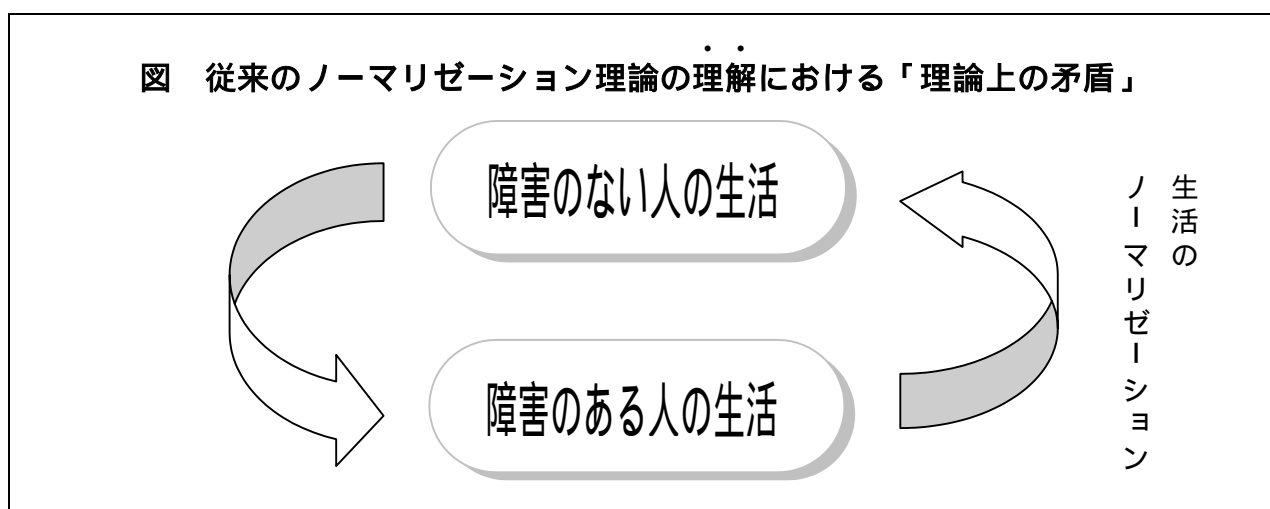
これらの保護者らの「願い」をあらゆる総体として、「ノーマリゼーション」という用語が生み出されたのであった。この願いは政府を動かすこととなり、「ノーマリゼーション」という言葉を盛り込んだ「1959 年法」が制定された。この後、ノーマリゼーションの思想は、世界各地に発信されることとなった。

さて、ここで確認しておかなければならないのは、ノーマリゼーションの思想が、（1）「我が子に通常の生活を送らせたい」という「保護者としての思い」にもとづいた、（2）当時の社会への「批判と抵抗」の運動に、その起源を有していたことである。ノーマリゼーションの運動は、当事者からの当時の社会のあり方に対する「疑問」や「問いかけ」であり、社会的に少数者とされたものからの大多数（社会）への「異議申し立て」として発生した。つまり、ノーマリゼーションの思想は、強い「当事者性」と「社会のあり方への抵抗」から構成されていたのであった。さらに、ノーマリゼーションは、従来の社会のあり方に対する当事者からの「問いかけ」として発生し、「障害者問題」を「当事者」の側からみるという、「認識（視点）の大転回」をもたらしたのである。この意味において、ノーマリゼーションの思想は、その他の社会福祉に関する思想とは同列におくことはできない、全く異なる性

質を有するものといえるのである。

バンク・ミッケルセンは、「ノーマリゼーションとは新しい“主義”ではない - それはむしろ精神遅滞者のための特別な理解を必要としているのではなく、ここでもちいられている意味での平等をあらわす反ドグマなのである」(N.E.Bank-Mikkelsen 1978)と述べている。このバンク・ミッケルセンの言葉は、「ノーマリゼーション」という用語が使い古された感さえある今日、私たちが立ち戻るべきノーマリゼーションの「本質」を指し示しているといえよう。

筆者の抱いた「ある疑問」とは、ノーマリゼーションが、知的障害のある人を隔離収容してきた「ノーマルでない社会」への批判・抵抗運動であったにもかかわらず、一方で、知的障害のある人の生活を「ノーマルでない」とし、「ノーマルな生活」へ近づけようと主張する点、つまり「理論上の矛盾」なのである(下図参照)。この「矛盾の構造」は、これまで直感的に気づかれていても、深く追求されることはなかった、ノーマリゼーション理論の「内部構造」に起因するものである。今後、これらノーマリゼーション理論の理論構造をより詳しく分析することによって、ノーマリゼーションの新たな展開をはかっていくことができるのではないだろうか。「ノーマリゼーションは発展する思想であって、固定した教義ではない」のだから。



解説:「生活のノーマリゼーション」は、障害のある人の生活が「ノーマルでない」として、障害のない人の生活に引き上げようとするということといえるが、障害のある人の生活を「アブノーマル」なものにしてきたのは、実は、「障害のない人の社会」なのであった。これは、「従来のノーマリゼーション理論の理解」における「理論上の矛盾」といえる。

【文献】

- 花村春樹(1990)ニルス・E・バンク=ミッケルセン、その人と思想(1).和泉短期大学研究紀要,12,1-8.
花村春樹(1991)ニルス・E・バンク=ミッケルセン、その人と思想(2).和泉短期大学研究紀要,12,1-9.
N.E.Bank-Mikkelsen(1978)Misconceptions of the Principle of Normalization.FLASH,44. (= 中園康夫訳(1978)ノーマリゼーションの原理.四国学院大学論集,42,143-160)

自由報告・第3部会

日時：6月29日(日) 09:30～12:30

会場：7号館7301教室

司会：田淵 六郎(名古屋大学)

7. Attention Deficit/Hyperactivity Disorder の社会学的研究
「福祉社会学」の構想に向けて

井上 信次(関西学院大学大学院生)

8. 社会福祉の範疇に関する分析枠組の構築
価値観と生活問題への対応の視点を中心に

寺田 貴美代(清和大学短期大学部)

9. 高齢者における退職の様相

中田 知生(北星学園大学)

10. 保育ママ制度の問題性と課題
東京都Q区における制度変容と保育ママの意識調査より

相馬 直子(東京大学大学院生)

11. ジェンダー視点からみた福祉国家の再編
IMF危機後の韓国における女性政策を中心に

成 垠樹(東京大学大学院生)

12. 福祉モデルの変遷と軌跡
フィンランドの福祉モデルの変遷についての事例研究

高橋 睦子(島根県立大学)

Attention Deficit / Hyperactivity Disorder の社会学的 研究

- 「福祉社会学」の構想に向けて -

井上 信次(関西学院大学大学院生)

本報告の目的は、Attention Deficit / Hyperactivity Disorder 研究から、「福祉社会学」というディシプリンを構想することである。

そもそも、Attention Deficit / Hyperactivity Disorder(以下、AD/HD)とは、アメリカ精神医学会の発刊する DSM- (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorder-)において正式に診断名がつけられた「軽度発達障害(Mild Developmental Disorder)」の1つであり、日本では「注意欠陥/多動性障害」と呼ばれている。DSM- の操作的定義によれば、AD/HD は7歳未満で発症し、「不注意」、「多動」、「衝動」という3つの行動を必須とする行動症候群である。学校に限定すると、授業での集中が必要な時に集中できず(不注意)、授業中に走り回ったり、座っていても落ち着きがなく(多動)、考えなしの行動や待たねばならない時に待てない(衝動)といった症状をもち、それらが年齢相応の行動から相対的に逸脱している時、彼ら/彼女らは AD/HD と診断される。つまり、親にとってみれば「落ち着きがなく、じっとしてられない」といった意味で「育てにくく、手のかかる」子供であるということができる。この AD/HD と「広汎性発達障害」や「特異的発達障害」を併発すると、より一層、「大変な子供」となるのである。最近、この AD/HD の「問題」は、小児精神医療の領域、文部科学省の特別支援教育の関係から学校教育の領域の中で重要な問題の1つにされるなど、議論すべき重要なものとなっている。

さて、この AD/HD に関する社会の受け止め方に関してみると、実に様々であり、それらの多くは「当事者」とずれている。そもそも AD/HD 児が問題になるのは、家庭や学校であり、学校においては義務教育段階での教師との関係等の中で顕在化する。とりわけ問題となるのは、AD/HD 児は「見た目、普通」であり、症状も状況依存的ということもあり、「正確な」理解を受けられないからである。そのようなことから、AD/HD から親と教師の関係を見ると、「正確な理解を求める親」と「あまり理解しようとしぬ教師」という構図ができあがっている。

以上のような背景から、よく問題として取り上げられるのが、「学級・学校崩壊」と AD/HD 児との因果関係である。逸脱行為という点から見れば、AD/HD 児の行動と、学級崩壊を起こす子どもの行動とは同じである。しかしながら、それらの間に相関関係を見るのは、「三段論法」と同じ論理である。このような素朴な三段論法的な見方は、各種マスメディア等の言説として存在しており、例えば「親の会」はそれらに対してクレームをするのである。AD/HD の原因論や、諸々の因果論を「知識社会学」のパスpekティブから見れば、「誰が、なぜ、いつから、どのようにして、AD/HD とそのほかの諸現象を関連づけているのか」という問いを我々は持つことになる。

例えば、AD/HD の原因を「しつけ」にあるとする社会的な見方に対する「親の会」によるクレーム

グや、医学的に脳機能的な原因によって AD/HD を捉えるということは、親の精神的な負担を軽減させるという点からも非常に重要なことである。しかしながら、いわばその場限りの対処療法的解決ではなく、根本的な解決を目指すならば、社会全体を見回し、「AD/HD とその他の社会事象との間に、なぜ素朴な三段論法が存在するのか」という問いを立て、これを解明しなければならない。つまり社会的に、厳密には知識社会的にこの問題を解くべきなのである。その方法としては、単なる量的な構造化された手法だけでなく、質的な非構造的な手法によってでも解決されるべきである。AD/HD に限定しなくとも、このような問いおよび解決、つまり福祉的な領域に関する未検証で疑似相関であるにも拘わらず社会的に使われる様々な三段論法の解明は、社会的な関心の充足とともに、いわば現場にとっても問題解決の 1 つとして「役に立つ」のではないだろうか。

ここに、「福祉社会学」がディシプリンとして成立する 1 つの道があるように思われる。

そもそも、オーソドックスな社会学の立場から見ると、福祉社会学とは「福祉的領域を研究対象とする社会学」以外の何モノでもない。しかしながら、「福祉社会学」という言葉には「福祉に社会学は役に立つのか」という問いが含意されているように思われる。では「役に立つ社会学」とはどのような社会学であろうか。「役に立つ」ということを考えると、とりあえずは次の 3 つを挙げることができるであろう。第 1 は、実践的側面であり、より詳細には政策志向という意味と、臨床という意味の 2 つがある。第 2 はメタ福祉学的な意味での役に立つということである。第 3 の意味での役に立つとは、「ミドルマン (middle man)」という意味でのコーディネータとしてである。Cf. Lazarsfeld, et. al.(1967),高坂(2000)

では福祉社会学はどのような立場を取り得るのだろうか。そもそも、「役に立つ」もしくは「役に立たない」ということは、当事者自身の判断に任されることでもあり、社会学自体が役に立つ、立たないという議論は必ずしも生産的ではないとも考えられる。但し、いささか矛盾するようではあるが、福祉的な領域をフィールドとして考える時、野口(2001)でも論じられているような「他人に自分がどう見られているか」という問題、つまり、「福祉にとって」というよりは、「(その現場の)我々にとって」役に立つ存在かということに直面せざるを得ないのである。

いずれにせよ、福祉社会学は社会学にとっても、福祉全体にとっても「役に立つ」ものを目指さざるを得ないであろう。

【主要参考文献】

井上信次, 2003,「学校教育システムと Attention Deficit Hyperactivity Disorder」『関西 学院大学社会学部紀要』94 号,関西学院大学社会学部研究会,pp.99-113.

高坂健次, 2000,「ミドルマンのすすめ - 「役に立つ」社会学・ノート(1)」『関西学院大学社会学部紀要』第 87 号,関西学院大学社会学部研究会,pp.197-206.

Lazarsfeld, P.F., Sewell, and Wilensky, H.L, 1967, Introduction, Lazarsfeld, P.F, eds, *The Use of Sociology*, Basic Books, New York.

野口祐二, 2001,「集団療法の臨床社会学」野口祐二・大村英昭編『臨床社会学の基礎』有斐閣選書.

社会福祉の範疇に関する分析枠組の構築

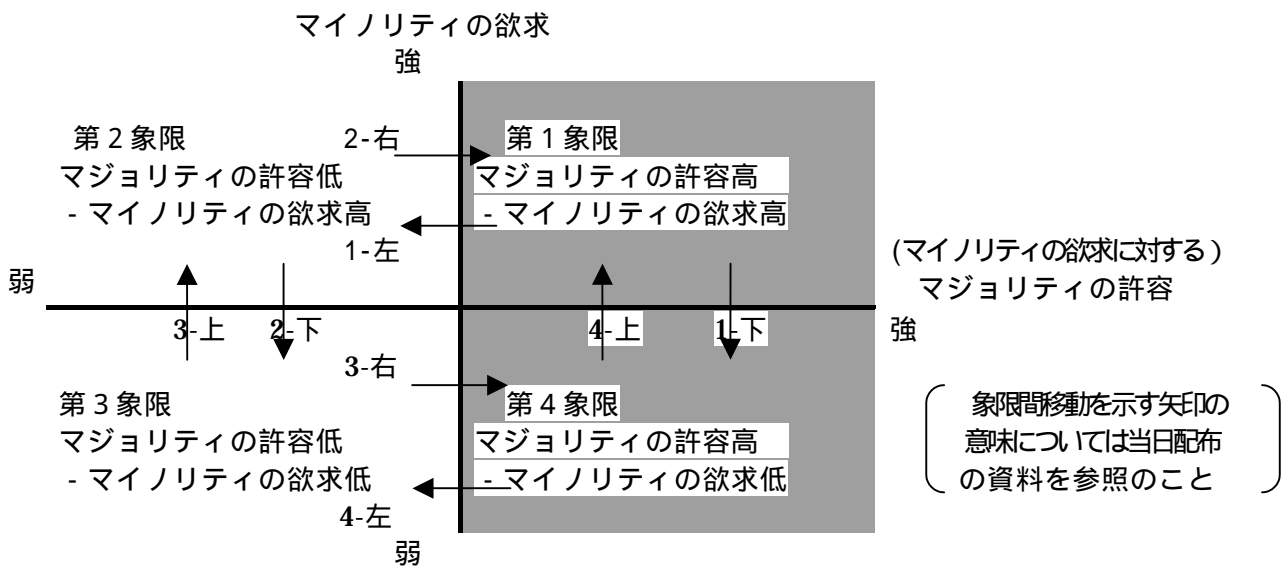
価値観と生活問題への対応の視点を中心に

寺田 貴美代（清和大学）

「社会福祉とは何か」が問われ続けている。多数の論者により多様な理解を伴ってこの概念が用いられ、その捉え方は錯綜しているのが現状である。そこで、社会福祉がどのように捉えられているのかを照射するため、社会福祉が成立する範疇に関する分析枠組を構築し、その一端を明らかにすることが、本研究の目的である。

具体的には、社会的諸要因により規定される価値観の中で、社会的合意が得られ（第1のふるい）かつ、生活問題を特定的手段によって解決・緩和するもの（第2のふるい）が社会福祉であるという仮説を示し、この2重のふるいかけられた結果、それが社会福祉として見なされる範疇にあるか否かが、社会福祉を規定すると結論付ける。そして、価値観や、生活問題への対応という視点から、4つの象限からなる分析枠組を構築し、象限間の移動を可能にする要因についても言及する。

第1段階のふるい：欲求に対する社会的合意(価値観のレベル)

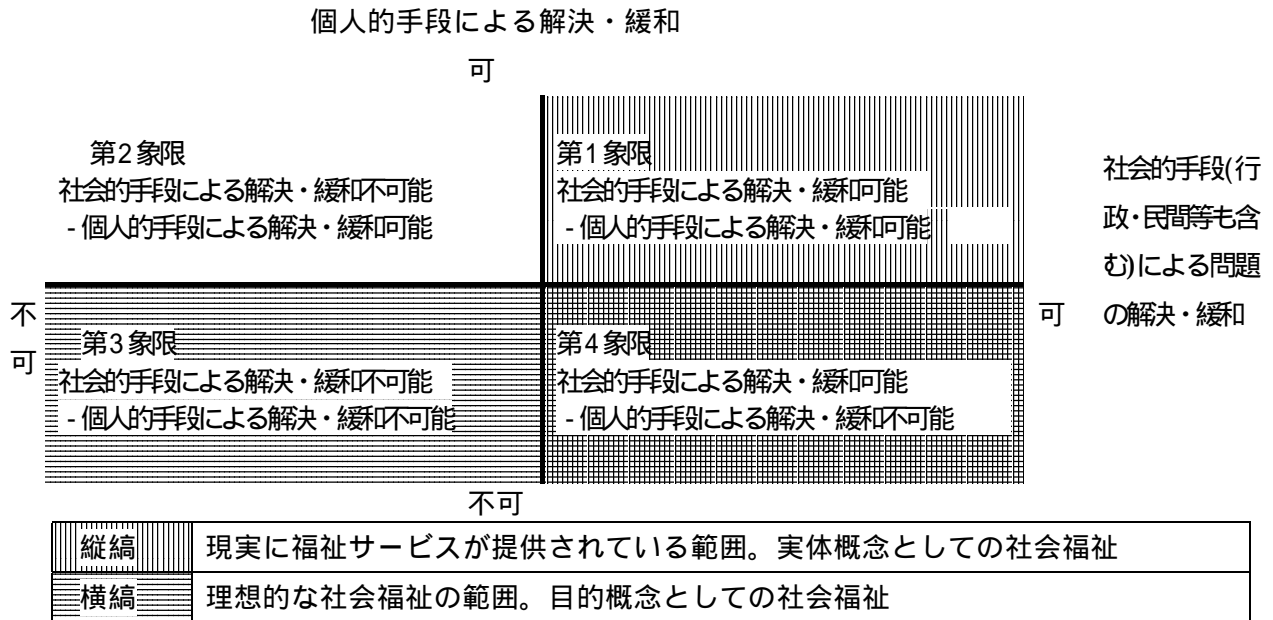


各象限の概要

象限	名称	特徴
第1象限	マジョリティの許容高 - マイノリティの欲求高	マイノリティの欲求が強く、マジョリティからも許容される為、両者の合意形成が可能となる範囲
第2象限	マジョリティの許容低 - マイノリティの欲求高	マイノリティの欲求は強いが、マジョリティからは許容され難い為、社会的逸脱行為(我が儘、贅沢、非行、犯罪等)という社会的評価
第3象限	マジョリティの許容低 - マイノリティの欲求低	マイノリティの欲求も無く、許容もされない為、不要な行為となり、行為主体は不在
第4象限	マジョリティの許容高 - マイノリティの欲求低	マジョリティは許容するもののマイノリティの欲求は強い為、過剰(なサービス)となり、時として、強制・抑圧・押付けとしてマイノリティから受け取られる可能性あり。但し、潜在的ニードが潜む

第1段階のふるい（前頁）の内、マジョリティによる了解が得られる範疇、すなわちグレーの部分に入るものが、第1段階のふるいで残る部分であり、この中から生活問題に関わるものが、第2段階のふるい（下図）にかける対象となる。

第2段階のふるい：生活問題の解決・緩和のための手段



各象限の概要

象限	名称	特徴
第1象限	社会的手段による解決・緩和可能 - 個人的手段による解決・緩和可能	個人的手段による解決・緩和が可能であるにも関わらず社会的手段が提供される範囲であり、過剰提供となりうる範囲
第2象限	社会的手段による解決・緩和不可能 - 個人的手段による解決・緩和可能	経済力、権力、人脈の活用など、個人的手段によってものみ解決・緩和が可能な範囲
第3象限	社会的手段による解決・緩和不可能 - 個人的手段による解決・緩和不可能	社会的手段によっても個人的手段によっても解決・緩和が不可能であり、生活問題が未解決のまま存在する範囲
第4象限	社会的手段による解決・緩和可能 - 個人的手段による解決・緩和不可能	行政・民間等も含め、社会的手段によってものみ解決・緩和が可能な範囲であり、いわゆる社会福祉サービスが提供される範囲に相当する

社会福祉とは、第1段階のふるい、第2段階のふるいの両方において、特定の範疇に該当するか否かによって規定される。つまり、特定の価値観の中で、特定の手段によって行われるものが社会福祉であり、マイノリティとマジョリティ、そして個人と社会の関係において、時代や社会、文化など、社会的諸要因の規定作用によって構成されるものである。社会福祉であるか否かは、これらのスクリーニングの結果によるため、集団規模の大小による規定(制限)はない。ただし、マジョリティの許容範囲は、集団規模が小さいほど主観的な判断に基づき(例：友人間の相互扶助等)、規模が大きいかほど客観的基準・尺度が必要となる(例：障害者として認知される為の医学的根拠、介護保険での要介護認定等)。

高齢者における退職の様相

中田 知生（北星学園大学）

1. 問題の所在

本論の目的は、どのような属性の個人が60歳以後も就労しているかという分析を通して、高齢者就労の実態や日本の定年退職制度の機能について考察することである。

近年、欧米においては、定年退職制度を禁止する法律を制定することにより、労働市場において年齢差別としての高齢者の排除を避ける傾向にある。これらはある年齢、たとえば60歳を超えたからといってその個人の生産性が急激に劣る状態になることはないということが根拠となっている（Hornstein,2001; Lazear,1979）。

わが国においては、多くの企業が60歳定年退職制度を敷いている。そして、上記のような反年齢差別法は存在しない。これは、そのような法律が、現在慣習となっている60歳定年退職制度と矛盾することになってしまうからである。すなわち、このような法律が作られると、60歳までの雇用を保障してきた定年退職制度が形骸化し、高齢者の雇用が保障されなくなる。そこで、改正雇用対策法において、労働者の年齢を理由として排除しないよう努めることを求めている。

しかし、実際にわが国は高齢者の高い就業率を持つ国のひとつである（たとえば、Phillipson,2002,表1）。しかし、個人レベルでは、その選択と現在の状況の乖離が生まれ、定年以後の就業を希望していてもそれが適っていない可能性もある。したがって、本研究においては、どのような個人が長く労働市場に残るかを検証する。

2. 退職の背景

ここで、先行研究などでもさまざまな就労の条件とわが国におけるそれらについての状況を考えてみる。

1)経済的条件：これらは、貯蓄、年金などである。日本人は貯蓄率が高い国民であるといわれている。特に、自分の老後のために貯蓄するライフサイクル型の貯蓄が多いといわれている（高山他,1996）。しかし、Nakata（2001）によると、どのくらい長く生きるかという自己予想よりも個人の社会経済的地位が貯蓄額に与える影響が大きい。また、現在においても公的年金に依存している高齢者が多いことが最近の調査で報告された。

2)健康や就業への態度：健康である状態は、労働のための資源である。また、高齢者においても労働に対する意欲や自信はかなり高いことも実証研究によって明らかになっている（田尾他,2001）。

3)思想：「後進に道を譲る」、また、儒教には「後生畏るべし」、「晩節を汚す」などという言葉が存在する。このような思想によって定年退職制度が（たとえ、それが高齢者を追い出す体の良い口実だとしても）支えられている側面が存在する。

4)退職計画：これは非常に漠然とした概念であるが、どのようなものであれ個人には人生の計画というものを持っているであろう。個人が経験した就業上の環境は退職計画に対して影響を与えることたとえば、職業満足度が早期退職を促したり（Mein et al.,2000）また、職業満足度の下位の概念と思われる失職の可能性が早期の退職を促進する（Nakata,2003）ということがしばしば言及されてい

る。

3. データと方法

本研究における分析は、1999年8月に札幌で行った調査データをもとに行った。対象者は60歳以上の男性で、札幌市内の4つの区から確率比例抽出法によって選出された対象者から都合484名のデータが得られた。

分析に用いた従属変数は、最初の分析では、60歳以後も職業を持っているか否かのダミー変数を、第2の分析では、60歳以後も労働市場に残っている人の中で自営業として働いているか否かのダミー変数を用いた。また、労働市場に残る要因を探るための独立変数として、年齢、教育年数、健康満足度、定年退職前の職業の職業威信スコア、婚姻上の地位、資産の総額、同居家族数などを用いた。分析は、主としてロジスティック回帰分析によって行った。

4. 分析

まず、単純集計により60歳以後の就業に関する趨勢を示す必要があるだろう。調査対象者全体482名のうち、調査時点での就業者は34.0パーセントであり、退職者および求職者は66.0パーセントであった。また、退職者および求職者(312名)のなかでの退職年齢の平均は61.01歳であった。また、その集団での59歳以下での退職が24.36%、60歳での退職が41.35%、61歳以上での退職が34.29%であった。

分析ではまず、ロジスティック回帰分析により、60歳以降も労働市場に残る人の要因を検証してみた。その結果、職業威信が高いことが労働市場に残ることの要因となっていることが分かった。

次に就労している高齢者のうち、自営業として60歳後も働く人の属性を検証した。たとえば、いわゆる嘱託として働くのは、大企業や仕事のための高い技能が必要な職場において、技能を保持するために再雇用されるものである。したがって、自営業主や家族従業員は、もしかすると、嘱託のような大企業や高度の技術を必要としない、労働市場に残る手段である可能性もあるからである。

同様にロジスティック回帰を行った結果、資産が多く、職業威信が高く、健康満足度も高い人たちがこのようなコースによって労働市場に残ることが明らかとなった。

これらの分析より、結局、日本においては、定年退職後に労働市場に残ることは高い専門性や技能が必要であることがこれらの分析より明らかになった。

5. 結果と考察

本研究の結果は以下のとおりである。日本においては、60歳以降も労働市場に残るためには、どのようなコースであっても、専門職のような退職前の高い職業威信が必要なことが判明した。このようなことから、日本の定年退職制度は、労働力をふるいにかけて、高い技能を持つ個人を残すような働きを持っていることを示唆している。ただし、早期退職者も職業威信や教育などが高いことから、その集団のライフスタイルが二極分化している可能性も存在する。

保育ママ制度の問題性と課題

- 東京都Q区における制度変容と保育ママの意識調査より -

相馬 直子（東京大学大学院生）

1. 報告の概要

「少子化対策」の一貫として、近年「保育ママ制度」が家庭の中で、子育て経験のある者（主に女性）が、子どもをケアする、という社会的行為・関係の制度領域が注目されている。施設保育中心の構造から、保育サービスの「多元的な」供給体制の整備の必要性が語られる中、保育ママ制度の拡大が重要な政策課題となっている。本報告は、現在の保育ママ制度を前提にして制度的拡大を行うことの問題点を明らかにすることを目的としている。考察のポイントは、保育ママ制度の「家庭的」概念がはらむ問題性、「子育ての社会化」を担う場・機関における社会的再編のされ方（再＜社会化＞¹）について、行政制度と保育ママの意識の両面から検討する。具体的には、保育ママ制度を、行政制度がこれまでどのように位置づけてきたのか、現在、ケア提供者である保育ママは当該行為・関係に対してどのような意識をもっているのか、行政制度とケア提供者の意識との関係はどのように考えられるか、以上の3つの観点から調査報告を行う。分析資料は、2002年度に行った東京都Q区のフィールド調査（保育ママ17人へのインタビュー調査＋文献調査）にもとづいている。

2. 先行研究における本研究の位置づけ

日本は施設保育中心に「子育ての社会化」を進めてきたが、子育て環境の改善を行ううえで、「多元的な」供給体制の整備が政策課題としてあげられている。その中で、保育ママ制度が見直されている。しかし、保育ママ制度の重要性が行政（中央政府・地方自治体）によって強調されるようになったのは、近年になってからである。保育ママ制度は、高度経済成長下で保育所不足を解消するために、地方自治体を中心に形成されたものであり、国がこれまで大きな制度的関心を寄せてきたとは言いがたい。近年保育ママが着目されはじめた背景には、「少子化対策」、保育ニーズの多様化、待機児対策、財政難といった社会的状況がある。こうした社会的文脈のもと、保育ママ制度の拡大が政策課題となっている。なぜ、今、保育ママが着目されているのか。現在の保育ママ制度を前提にして制度的拡大を行うことに問題はないのか。議論をさらに重ねる必要があると考える。

こうした点について先行研究ではどのような議論がなされてきただろうか。本研究は、「子育ての社会化」に関する議論と、保育ママ制度自体に関する先行研究と大きく関わっている。まず、前者についていうならば、これまでの議論は、子育てを家族の外へ出し（外部化）社会全体で取り組む（共同化）といった側面に力点が置かれてきたように思われる。これからは、「社会化」を担う場・機関（保育施設・地域社会等）にどのような力学が働いているのか、「子育ての社会化」の先でどのような社会関係がとり結ばれているのかに関する議論を重ねることも重要だと考える。つまり、「子育ての社会化」とは、これまで家族内で特に女性が無償で担っていた再生産労働を家族の外部に出し（外部化）（孤立した家族の子育てを）多くの人々が関与する可能性をひらき（共同化）、「社会化」を担う場・機関（保育施設・地域社会等）に再編される（再＜社会化＞）といった3つの側面から構成される一連のプロセスであると考え、従来の「子育ての社会化」に関する研究では、上記の側面に力

点がおかれており、今後は の側面についても議論の射程に入れる必要がある。

後者の保育ママ制度研究に関していうならば、主に3つの視点から問いが立てられてきたように思われる。第1に、「保育ママ」制度の改善などを問題化する議論である。家庭的保育者がおかれている不安定な労働環境の指摘が挙げられる。この議論では、保育ママの、収入の不安定さ、身分保障、休暇の保障、保育所との連携、援助体制の整備[福川 2000]など、保育ママを取り巻く処遇・条件に焦点がおかれている。

第2に、保育ママ制度が普及しなかった理由や背景を問題化する議論である。例えば、日本には「保育所神話」[畠中 2000]が存在し、保育サービスの供給体制の硬直性が問題にされる。「保育所神話が増幅されてきた理由」として、「政策形成主体による既存の保育政策へのこだわり」「保育政策の主体を『仕事をもつ女性』に置き、『仕事をもたない女性』及び『子ども』視点が希薄」「『家庭的保育』のメリットが政策形成主体によって正しく理解されていない」[畠中 2000:218]ことが指摘されている。

第3に、施設保育の批判という文脈で、保育ママ制度の「家庭的な雰囲気」が論じられる。例えば、栗山[2000]は、「施設保育の形態は過去三十年の間、家庭型から学校型へと移行してきた」とし、「学校型保育」を批判する。また、「育児はハンバーガーをきちんと時間内に決められた量をつくることと同質の、無機質な労働になりがち」とし、「マクドナルド型保育の誕生」と指摘する[栗山 2000:71-3]。一方で、保育ママ制度は、個別対応可、家庭的雰囲気で「子どものニーズと母親のニーズとの中間に位置する解決策」[栗山 2000:75]と肯定的に語られる。つまり、保育ママ制度の「家庭的な」点は、施設保育の「無機質さ」といったイメージと対になった上で、肯定的に語られてきた。

確かに、保育ママの処遇の改善や施設保育偏重の見直しについては重要な点である。ただ、従来の保育ママ制度を問題化する議論においては、保育ママ制度の「家庭的な」面が施設保育との対比で、「よいもの」として前提とされており、保育ママ制度が「家庭的」と語られること自体の意味を、分析の俎上にのせることはあまりなかったように思われる。今後は、「家庭的」という視線そのものももつ問題性について検討する必要があると考える。

以上のような先行研究の検討をもとに、本報告では、行政制度における歴史的な保育ママ制度の位置づけ、ケア提供者の意識、行政制度と意識の関係に関する考察を通じて、「家庭的保育」概念の問題性、「子育ての社会化」論の可能性と限界を考える。

【注】

¹ ここでの「社会化」は、これまで社会学で使われてきた「社会化」の概念、つまり、「個人が社会の中で適した行動様式を学習していくこと(役割や規範の内面化等)」という意味合いで用いており、「子育ての社会化」概念と分けて標記している。

【引用文献】

福川須美「転機に立つ家庭的保育制度の現状と課題」『現代のエスプリ』No.401.(2000年)

畠中宗一「わが国における家庭的保育の展望」『現代のエスプリ』No.401.(2000年)

栗山直子「家庭的保育再考：家族社会学の立場から」『現代のエスプリ』No.401.(2000年)

ジェンダー視点からみた福祉国家の再編

IMF 危機後の韓国における女性政策を中心に

成 垠樹 (東京大学大学院生)

完全雇用と定型化された家族形態の安定を前提にしてきたケインジアン福祉国家が危機と再編の要請に立たされて以来、各国では様々な立場から代案が打ち出されてきた。そのなかの一つの潮流として、これまでのジェンダー・ブラインドな福祉国家研究に異議を申立てたフェミニストによる批判的福祉国家研究が位置する。この流れは、伝統的福祉国家の再編の議論からはじまり、「ジェンダー主流化」という新たな女性発展戦略につづく展開をみせてきている。その成果とみるべきか、近年では、先進諸国のみならず後発福祉国家においても、ジェンダー関係の変化は、福祉国家の再編を考えるさい、中心的な要素としてとられるようになってきている。

本報告では、これらのことを背景において、韓国における IMF 危機状況と社会政策の変容をジェンダー視点から捉えなおして鑑みることによって、韓国福祉国家再編の手がかりを探ってみることにする。

1997 年の通貨危機を契機に、韓国は IMF の管理体制の下で市場の効率化を図る緊縮政策の採用を余儀なくされた。ところが、それに対する政策的対応は新自由主義的構造改革一色とはいえない面で、類似する状況の諸外国の場合とある種の差異をおくものであった。

まず、ソーシャル・セーフティネットとしての機能が非常に弱い上、制度の成熟度も低い社会保障体系のもとで韓国が迎えた危機状況は、市場競争力や経済効率性指向一偏倒では、どうしても克服できない脅威であったことをその理由のひとつとして挙げられる。「生産的福祉」という構想は、このような背景のもとで練り上げられ、それに基づく社会政策における改革が経済構造改革と並行して遂行された¹。

一方、大胆に改革を進めるなか直面した史上最悪の雇用不安定状況の経験は過酷なものであった。このような現実には、韓国社会に深く根付いている「男性 = 稼得者 / 女性 = 被扶養の家族ケア担当者」という伝統的な規範を根本的に脅かす契機を与えるようなものであった。ここで、もう一つこれまでの政策的な対処とは違う側面が浮上する。この時期の社会政策の特徴として挙げられる社会保障制度のカバー力の強化や、福祉供給主体の多様化を図る支援策などと並んで、高齢者、障害者、単親家族などのいわゆる社会的弱者と分類される人々への支援が強化されたことである。このような展開のなかで、従来なら社会的弱者の分類枠のなかで主に扱われるはずの女性に対する政策的支援が、その枠を越える範囲まで強化されたことは、新しい側面として記すべきであろう。

以上のように、韓国的状況が他国との差異を見出す要因を、経済危機状況下での社会政策の拡大と社会的弱者、とくに女性に対する政策的対応の変化にまとめたが、そのなかでも注目したいのは後者のほうで、女性部の設立に象徴される「ジェンダー主流化」を基調にした女性(関連)政策への本格的な取り組みである。

¹ 金大中政権の 3 代国政指標のひとつ。経済危機とともに出帆し構造調整に伴われた多大な失業事態や社会的不安定を補うべく執権 1 年後に追加した項目である。

1980年代以来の韓国では、ジェンダー平等を志向する国際動向や、国内的には、教育・経済状況の変化に伴う女性のライフスタイルの変化や人口構造の変化により、家族のあり方への問い直しやそれにかかわる政策的対応への要請が潜在化していた。1997年の経済危機を期に、それが表面化し本格的な政策課題として浮上したのである。

このような現実への対応として、たとえば、「間接差別」規定とセクシュアル・ハラスメントにかかわる条項を盛り込んだ男女雇用平等法の改正(1999年)や、男女雇用均等法や女性発展基本法では含むことのできなかつた、日常生活において発生する男女差別行為およびセクシュアル・ハラスメント行為などを禁止・予防・規制する「男女差別禁止および救済に関する法律」の新設(1999年)、さらには、母性保護3法(労働基準法・男女雇用平等法・雇用保険法)改正(2001年)により勤労女性の母性保護強化、職場と家庭の両立支援および母性保護費用の社会分担化を企図するなど、女性の社会進出支持のための直・間接的な政策環境を整えるに注力してきた。そのほかにも、一見中立的に見えるが、実はそれが前提している伝統的なジェンダー関係やそれに由来する差別的な要素に注目した改革として、年金分割制度の導入(1998年)などの改革も注目に値する。

また、このような変化の状況にいるからこそ、いわゆる伝統的な意味での性別役割に根ざす、「女性の必要」に直接焦点をおく女性(福祉)政策が重要な改革課題として再認識すべき領域となるだろう²。なぜなら、それ自体が韓国福祉国家の前提するジェンダー関係の縮図としてとらえられると思うからである。つまり、韓国においての上述のような変化に対し、それを可能にした諸要因を問うにも、また、それと同時に、変化が意図しているものを探るにしても、そのなかに潜むジェンダー関係を分析の視点にすえることが、一つのヒントとなるにとどまらず、必要不可欠な作業となってくるということである。

最後に、冒頭に述べた本報告の目的を確かめておくと、それは、これらの点を念頭におきつつ、女性政策を中心とした韓国社会政策の近年における諸変化を、ジェンダー視点から捉えなおすことによって、韓国におけるこれからの福祉国家再編の方向とそれに向かうための糸口を検討することである。

² 韓国の社会政策で女性を直接の対象とする従来のケースは、低所得母子家庭・未婚の母・家出女性・「淪落憂慮女性」・虐待される女性などの対象を含む「要保護女性」という危機集団に限定されていた。

福祉モデルの変遷と軌跡

フィンランドの福祉モデルの変遷についての事例研究

高橋睦子（島根県立大学）

グローバリゼーションに伴い各国の相互依存が深まる一方、少子高齢化や雇用の安定化といった類似の課題への政策的・制度的対応では各国の福祉モデルは収斂ではなくむしろ多様化の傾向を示している。福祉モデルの展開についての近年の国際比較研究では、各国の福祉モデルの多様化について収斂しないという歴史や文化が規定する構造の相違を強調する文化アプローチ、政治制度の設計の相違に注目する制度・歴史アプローチなどによる諸説が示されてきた。また、スウェーデンをはじめとする普遍主義的な北欧型福祉モデルの研究との関連では、産業主義、国家官僚組織、権力資源等の理論的枠組みによる論考が続けられてきた。

この研究報告は、フィンランドの事例研究を基に「軌跡への依存性」(path dependency)の意味を検証し、福祉モデルの変遷について理解を深めることを目的とする。まず、グローバリゼーションの多義性に留意しつつ、1990年代以降のフィンランドの福祉国家の危機と課題を多角的に分析し、福祉モデルの変遷について論じる。不況と大量失業に直面した1990年代前半を境に、フィンランドの政治経済において何が変わり何が変わらなかったかを、社会政策の展開、地方分権化を軸とする行政改革、福祉モデルに関する言説に注目し検証する。

フィンランドの福祉国家の危機は、1990年代前半の不況と大量失業による社会的なショックとその後の政策対応としての福祉国家の一部削減・縮小によって、1980年代を通じての福祉国家の拡大と充実の軌道が修正を強いられたことと密接に関連している。社会保障政策の上では1990年代には各種の給付についての給付の引き下げや要件の制限が目立ち、こうした普遍主義からの逸脱と必要原則の強調を通じてフィンランドの福祉モデルは保守リベラルへと転換したとする見解もある。

1990年代には、フィンランド社会を取り巻く国際社会の環境も大きく変化し、グローバル経済の台頭とともに福祉言説においてもネオ・リベリズムのレトリックが影響力を強めていったことも、フィンランドの福祉国家についての危機感を煽ることになった。フィンランド国内での行政改革の展開が地方分権の推進によって市町村自治体の役割と損益内意義を強調するものであったことも、福祉国家を代表する中央政府の役割の縮減と誤解されがちであり、福祉モデルの変遷についての議論を複雑にした。福祉言説においては、福祉「国家」から福祉「自治体」へと、あるいは、公共部門から民間や社会資本へと焦点を移そうとする試みもみられるが、これらを画一的に福祉国家不要論と結び付けることは適切ではない。

1993年の国家補助・計画制度改革によってフィンランドの市町村自治体は以前にもまして多くの自由裁量を獲得したが、地方自治の促進と前提としてすでに1970年代以降の中央せいの主導の下で社会サービスや社会保障に関する基本的な制度と基準が全国的に整備されていたことも看過すべきでない。地方分権化は、中央政府の強力な監督と指導によって市町村自治体が福祉行政を習熟し成熟を遂げて言ったことから動機を見出すことができる。1984年の国家補助・計画制度改革が長年の準備を経て1993年に実現し時期的に不況のピークと重なり、自治体の自由裁量を通じて支出削減の鉾先は社会サービスにも向けられた。

今日のフィンランドでは、かつてなかったような貧富の格差拡大も指摘され、社会民主主義の福祉モデルの道徳的・規範的な記帳とされる平等や構成といった基本概念と現実との非整合は明らかである。1990年代以降のフィンランドでは、効率、競争、成果の重視は、福祉国家の危機だけではなくグローバル経済に対応し自由競争に勝ち抜き景気回復をもたらした情報産業を中心とする経済の躍進を語る際のキーワードでもある。一方、1990年代初めの不況と大量失業の負の遺産の存在は、21世紀に入っても解消されていない高水準の失業率にとどまらず、1990年代後半の好況にもかかわらず福祉モデルの起動がもはや1980年代のような拡大の報告へと角度を修正されないことにも示されている。景気が回復し社会民主党が連合政権を主導し普遍主義的な福祉国家への世論の支持が堅調であっても、また、福祉言説の基本的な要素や社会政策の目標の基盤となる規範そのものには劇的な変化はみられないとしても、実際の社会保障や社会サービス制度の運用における削減と見直しが続いている。

20世紀後半のフィンランドの福祉国家の構築を言説分析によれば、戦後直後から1950年代の道徳的経済の強調、1960年代後半からの計画経済への傾倒、1980年代以降の競争経済の台頭といった福祉言説の展開がみられ、福祉モデルについての議論に新たな要素が加わり社会政策上の種々の変更が生じてはいても、これらは福祉国家そのものの正当性の基本にまで及ぶものではないという見方もある。フィンランドの福祉国家の現世には、社会は市民に対して特定の道徳的な責任を負い、社会保障について国民経済の負担能力を維持するためには民間企業の国際的競争力の向上が重要であり、社会の支援によって受動性、怠惰および濫用を招くべきではない、といった3つの要素が常に含まれてきたとされる。一方、言説レベルでは福祉モデルの基本的な道徳規範について継続性が指摘されるが、相対した規範の出所、形成そして定着についての明示的な研究分析は必ずしも十分ではない。

フィンランドの福祉モデルについての論考はフィンランドの読者を意識してフィンランド向けに論述されることが多く、どこからどのように特定の基本概念が言説の基調となったかという点は不問に付されがちであり、そのためにあたかも言説が本質的に平等や公正を組み込んできたかのような文化的な錯覚に陥りがちである。言説の内向性と本質論としての文化論アプローチとは密接な関係にあるが、平等や公正がフィンランドの福祉言説にとって不可欠の基調となったのは、元来フィンランド文化やフィンランド人気質の伝統ではなく、政策形成の道程においてそうした規範が基調として選択され政策の実践と言説との両レベルにおいて公に主流として制度化されたためと考えられる。今回の研究発表では、福祉モデルの「軌跡への依存性」(path dependency)についての解釈を言説分析の課題と関連付けながら論考を試みる。

福祉社会学会第1回大会報告予稿集

2003年6月28日発行

発行所 福祉社会学会

事務局 〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
東京大学文学部社会学研究室（武川）気付

e-mail:ws@l.u-tokyo.ac.jp